

第1章 あっせん・仲裁

第1節 あっせん

【電気通信事業法関係】

1 接続の諾否に関する紛争

1-1(電) 平成14年2月13日申請(平成14年(争)第5号)(接続の諾否)

(1) 経過

平成14年	
2月13日	彩ネット株式会社(以下「彩ネット」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2))
14日	委員会から、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
15日	あっせん委員(田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員)の指名。
18日	NTT東日本から、答弁書の提出。(⇒(3))
26日	あっせん委員(香城委員長)の追加指名。
3月6日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。(⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

(他の機能に係る)接続料の支払義務の有無について争いがあることを理由に光ファイバ開通申込みをNTT東日本に受理してもらえないが、これを受理し、提供をしてもらいたい。

理由:

- 1 接続料の支払いについてNTT東日本との間で争いがあるが、そのことと本件とは関係のない事項である。
- 2 ダークファイバの提供は、電気通信事業法第38条及びNTT東日本接続約款の規定上、NTT東日本には義務があると理解している。

(3) 答弁書における主な主張

当該接続料の支払い義務は接続事業者側においても了知されているものと認識している。

彩ネットのNTT東日本への債務不履行の状況を踏まえ、ダークファイバに係る接続手続において、「光回線設備との接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠る恐れがあること」に該当するとして「提供不可」の回答をせざるを得ない状況となることから、その旨を事前に通知した。

(4) 合意事項

NTT東日本は、彩ネットからのいわゆるダークファイバとの接続に関する請求を受理する。当該請求に対する回答においては、電気通信事業法施行規則第23条第1号に掲げる事由を理由とする接続の拒否は行わない。

1-2(電) 平成16年8月31日申請(平成16年(争)第3号・第4号)(接続の
諾否)

(1) 経過

平成16年	
8月31日	ソフトバンクBB株式会社(以下「ソフトバンクBB」という。)から、あっせんの申請(平成16年(争)第3号(以下「第3号」という。))及び同第4号(以下「第4号」という。))。(⇒(2))
9月1日	委員会から、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第3号)。委員会から、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第4号)。
3日	あっせん委員(森永委員長代理、尾畑特別委員及び藤本特別委員)の指名(第3号及び第4号)。
29日	NTT東日本から、答弁書の提出(第3号)。(⇒(3)) NTT西日本から、答弁書の提出(第4号)。(⇒(3))
10月6日	ソフトバンクBBから、NTT東日本からの答弁書に対する意見書の提出(第3号)。 ソフトバンクBBから、NTT西日本からの答弁書に対する意見書の提出(第4号)。
7日	各当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。
15日	NTT東日本から、ソフトバンクBBからの意見書(10月6日付け)に対する答弁書の提出(第3号)。 NTT西日本から、ソフトバンクBBからの意見書(10月6日付け)に対する答弁書の提出(第4号)。
19日	ソフトバンクBBから、NTT東日本からの答弁書(10月15日付け)に対する意見書の提出(第3号)。 ソフトバンクBBから、NTT西日本からの答弁書(10月15日付け)に対する意見書の提出(第4号)。
20日	各当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。 あっせん委員から、あっせん案の提示(第3号及び第4号)。(⇒(4))
22日	NTT東日本から、ソフトバンクBBからの意見書(10月19日付け)に対する答弁書の提出(第3号)。 NTT西日本から、ソフトバンクBBからの意見書(10月19日付け)に対する答弁書の提出(第4号)。
11月1日	各当事者が、あっせん案を受諾(第3号及び第4号)。(また、別の事項についても合意(⇒(5))) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

ア NTT東日本(第3号関係)に対して

ソフトバンクBBは、ADSLサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のNTT東日本局と他のNTT東日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をNTT東日本に申請しているが、171の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクBBとしては、NTT東日本がADSLサービスを提供しているこれら171局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

イ NTT西日本（第4号関係）に対して

ソフトバンクBBは、ADSLサービスの提供を拡大するため、加入者線収容のNTT西日本局と他のNTT西日本局との間を結ぶ中継ダークファイバとの接続をNTT西日本に申請しているが、141の局において「空き回線がない」という理由で断られている。

ソフトバンクBBとしては、NTT西日本がADSLサービスを提供しているこれら141局において、中継ダークファイバの利用についてあっせんを希望。

(3) 答弁書における主な主張（第3号及び第4号）

ア 中継光ファイバについては、既存設備に空きがある場合には内外無差別の手続きによる提供を行うとともに、中継光ファイバの利用に係る他事業者の予見性・利便性を高めるために情報開示の充実を行っている。

イ ADSLサービス提供のために用いられる中継回線については、中継光ファイバの他にも既存の専用線等の利用も可能であり、調査要望のある区間の空き伝送帯域の有無については、相互接続上の所定の手続きを行えば、調査の上回答し、提供にあたっての詳細な条件についても別途協議に応じる用意がある。

(4) あっせん案（第3号及び第4号）

ソフトバンクBBが中継光ファイバの接続を希望する区間における接続の可否について、NTT東日本（NTT西日本）及びソフトバンクBBにおいて協議を行う際、以下の点に配慮することとする。

- i) ソフトバンクBBの質疑に対し、NTT東日本（NTT西日本）は、客観的に見て納得しうる説明を行うこと。
- ii) NTT東日本（NTT西日本）は、中継光ファイバの自社利用と他事業者利用申込との同等性の確保を遵守すること。その際、同等性の確保について、客観的に見て疑念を持たれることのないよう配慮すること。

(5) 合意事項（第3号及び第4号）

NTT東日本（NTT西日本）の光信号中継回線の両端に波長多重（WDM）装置を設置してソフトバンクBBに接続を提供することを含め、ソフトバンクBBが接続を希望する区間における接続の可否について、NTT東日本（NTT西日本）及びソフトバンクBBにおいて協議を行う。その際、ソフトバンクBBが波長多重（WDM）装置の設置費用を負担する用意があることも踏まえ、NTT東日本（NTT西日本）は、波長多重装置の設置の可否について判断し、ソフトバンクBBと協議を行う。

1-3(電) 平成21年9月15日申請(平成21年(争)第1号)(接続の諾否)

(1) 経過

平成21年	
9月15日	関西ブロードバンド株式会社(以下「関西BB」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2))
16日	委員会から、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
18日	あっせん委員(龍岡委員長、坂庭委員長代理、尾畑委員、富沢委員及び渕上委員)の指名。
10月13日	NTT西日本から、答弁書の提出。(⇒(3))
21日	両当事者から意見の聴取。
11月13日	両当事者から意見の聴取。
30日	あっせん委員(白井特別委員)の追加指名。
12月16、 17日	NTT西日本局舎立入り調査。
平成22年	
1月20日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4)) 関西BBが、あっせん案を受諾。
21日	NTT西日本が、あっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

ア NTT西日本が確保している中継光ファイバの開放について

(ア) 関西BBは、地方公共団体から受注した条件不利地域における情報通信基盤整備のため、NTT西日本の中継光ファイバの6区間において中継光ファイバの利用を希望しているが、いずれの区間も開示情報がランク「D(空き芯線がない)」となっている。他方、当該地方公共団体の案件に、NTT西日本も応札しており、当該区間においてNTT西日本が確保している中継光ファイバの開放についてあっせんを求める。

(イ) あわせて、公正な競争条件の確保の観点から他の案件においても事前確保されている中継光ファイバの開放についてあっせんを求める。

イ 中継光ファイバの空き状況の情報開示及び当該基準の運用について

(ア) NTT西日本が受注した地方公共団体の案件において、各地方公共団体への企画提案説明の前後で、中継光ファイバの空き状況がランク変更されており、当該ランク変更に関する事実関係の開示について、あっせんを求める。

(イ) また、中継光ファイバの空き状況の分類基準の具体的かつ詳細な開示(予備用芯線に係る確保の基準の開示などを含む)及び当該基準の客観的に透明性のある運用の実施(ダークファイバの公開情報の更新手続きの透明性の確保などを含む)について、あっせんを求める。

(3) 答弁書における主な主張

ア NTT西日本が確保している中継光ファイバの開放について

(ア) 関西BBが利用を希望している6区間について、既設の多重伝送路上に中継回線を確保する予定であった。

(イ) 中継光ファイバの確保については、他事業者と同一の手続きにより、実施しており、当社が一旦確保した芯線についても需要計画を適宜見直すこと等の結果、不要になった場合には、速やかに開放している。

イ 中継光ファイバの運用について

(ア) ランク変更を行った区間においては、新たに利用が見込まれなくなった芯線を開放し、適正に情報開示の変更を実施したもの。

(イ) 光ケーブルの保守に必要となる芯線を確保した上で、提供可能な空き芯線を貸し出すこととしており、その空き状況を開示している。

(4) 両当事者が合意したあっせん案の概要

ア NTT西日本及び関西BBは、あっせん申請書に記載した区間等、関西BBが中継光ファイバの利用を要望する区間のうち、利用可能な中継光ファイバがない区間について、NTT西日本の中継光ファイバの両端に設置された多重伝送装置との接続を行う方式等により、NTT西日本が関西BBに中継光ファイバの代替手段を提供することに関する具体的な協議を早急に開始する。

また、NTT西日本は、今後、関西BBからの具体的な要望に応じて、当該接続について検討を進めるとともに、当該接続を代替コンサルティングのメニュー項目に含めることについて検討を行う。

イ NTT西日本は、同社利用部門が確保する中継光ファイバに関しては現時点における利用又は利用予定の有無、また、光ケーブルの保守に必要となる芯線に関しては現時点における必要性の有無を改めて確認し、その結果不要とされたものについては速やかに返納を行う（特に他事業者への中継光ファイバ開放時から中継光ファイバの空き情報が「D」ランクの区間については、重点的に確認。また、多重伝送装置が導入されている区間については、設備更改に合わせて、当該装置の利用を検討する等、中継光ファイバの効率的利用について引き続き努力。）。

また、他事業者が確保する中継光ファイバについても、NTT西日本同様の取組みを実施するよう申入れを行う。

以上の結果の概要について、電気通信事業紛争処理委員会に報告する。

ウ NTT西日本は、同社接続約款に規定される同社の中継光ファイバとの接続に関する手続き等に関し、接続をより円滑に行う観点から、中継光ファイバについて、過去の空き情報の閲覧の容易化、空き情報の変更理由の付加、空き情報の更新のタイミングの明示、光ケーブルの保守に必要となる芯線の確保及びその目的の明示を行うことにより、空き情報閲覧画面の情報閲覧機能の更なる充実を図る。

エ NTT西日本は、中継光ファイバの一層の適正な管理に資するため、同社の中継光ファイバに関する区間毎の利用状況を管理する体制を整備し、その整備概要について電気通信事業紛争処理委員会に報告する。

1-4(電) 平成21年12月28日申請(平成21年(争)第3号)(接続の諾否)

(1) 経過

平成21年	
12月28日	生活文化センター株式会社(以下「生活文化センター」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2))
平成22年	
1月6日	委員会から、株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
12日	NTTドコモから、あっせんに応じる考えはない旨の報告。(⇒(3))
15日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

(その後の経過)

平成22年

1月25日 生活文化センターから、協議再開命令の申立て。

(2) 申請における主な主張

生活文化センターはNTTドコモに対し、平成21年7月以降、レイヤ2接続、音声接続、ISP接続、SMS(ショートメッセージサービス)等について、各々、事前調査申込みや接続申込みを行っている。

同年12月に、NTTドコモより各接続について、接続拒否の連絡があり、協議が不能となったことから、レイヤ2接続等の実現について、あっせんを申請する。

(3) あっせん不実行

NTTドコモに対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、NTTドコモより、「生活文化センターとの間におけるMVNOの提供に係る相互接続については、同社に対し、理由を示した上で、明確な接続拒否の回答をしており、当該接続拒否に係る方針を変更する考えはなく、歩み寄りの余地がないことからあっせんに応じる考えはない。」との報告が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

2 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

2-1(電) 平成14年2月25日申請（平成14年（争）第6号）（接続に関する費用負担）

(1) 経過

平成14年	
2月25日	彩ネット株式会社（以下「彩ネット」という。）から、あっせんの申請。（⇒（2））
26日	委員会から、東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。 あっせん委員（香城委員長、田中委員、浅井特別委員及び長谷部特別委員）の指名。
3月5日	NTT東日本から、答弁書の提出。（⇒（3））
6日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。（⇒（4）） 彩ネットが、あっせん案を受諾。
12日	NTT東日本が、あっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

NTT東日本への、A機能の接続料の支払いの義務はないと考えるが、その支払いについてあっせんを求める。

理由：

- 1 A機能の利用は終了している。
- 2 接続約款及び接続協定にもその旨の規定がない。
- 3 利用申込時にもその旨の説明がなかった。

(3) 答弁書における主な主張

当該接続料は、接続約款の規定に従い、支払い義務があるものと考えており、引き続き彩ネットに対して債務の履行を求める。

(4) 両当事者が受諾したあっせん案の概要

NTT東日本は、彩ネットに対し、本件に係る費用の支払いを請求しない。

2-2(電) 平成14年7月4日申請(平成14年(争)第9号~第23号)(接続に関する費用負担)

(1) 経過

平成14年	
7月4日	A社から、あっせんの申請(平成14年(争)第9号~第23号(以下「第9号~第23号」という。))。(⇒(2))
5日	委員会から、B社等各社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
9日	あっせん委員(田中委員、浅井特別委員、東海特別委員及び長谷部特別委員)の指名(第9号~第23号)。
12日	B社等各社から、答弁書の提出(第9号~第23号)。(⇒(3))
15日	申請者及びB社等各社代理から意見の聴取(第9号~第23号併合)。
23日	申請者及びB社等各社代理から意見の聴取(第9号~第23号併合)。 あっせん委員から、あっせん案の提示(第9号~第23号)。(⇒(4)) A社が、あっせん案を受諾。 B社等各社が、あっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請における主な主張(第9号に係るもの。第10号~第23号についてもB社以外の各社について各々同内容。)

ア 申請の内容

A社の予定するV o I Pサービスにおいて、発信事業者であるA社が料金設定することを予定している。この場合のB社との間の事業者間精算については、既に合意している他の事業者と同様にC社への料金請求とするよう、あっせんに申請する。

イ 協議不調の理由

平成14年4月23日にC社が接続協定を締結している全事業者と協議を開始し、A社呼は、A社の事業者識別番号が送出されないため、C社への料金請求を依頼した。C社にも了解してもらっているが、B社では、今回は発信のみであるので直接精算したいとしている。

(3) 答弁書における主な主張(第9号~第23号)

発事業者識別情報の送出は、事業者間精算における重要性から「必須」であり、発事業者が設定しエンド・エンドで転送すべき情報とされている。A社は、発事業者識別情報を送出しない方式での接続を求めてきたが、相互接続協定の締結を求める以上は、この事業者間で定めたルールに従い、発事業者識別情報を送出すべきである。

(4) あっせん案(第9号に係るもの。第10号~第23号についてもB社以外の各社について各々同内容。)

1 A社の設備とC社の加入者回線との接続(A社利用者端末発信呼について行うV o I Pサービスに係るものに限る。以下「本件線端接続」という。)に関し、本件線端接続が行われること及び両者間で取り決めるその条件について、B社は、これにより同社が新たな接続協定(本あっせん案の受諾による合意を除く。)を締結

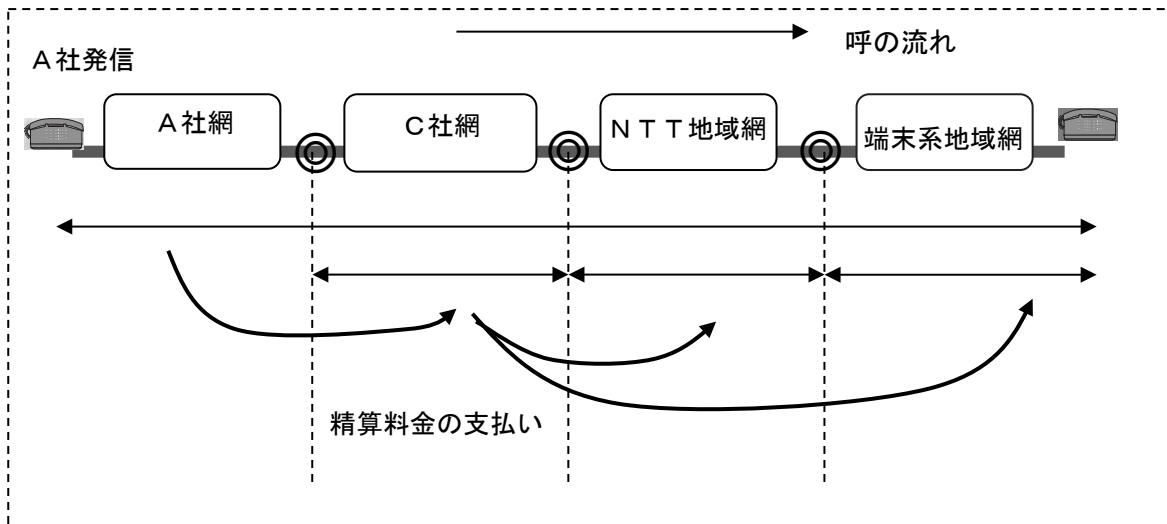
するものではない限りにおいて、関知しない。

2 A社及びB社は、本件線端接続に関しては、今後相互間で協定を締結せず、精算等を行う関係にも立たない。

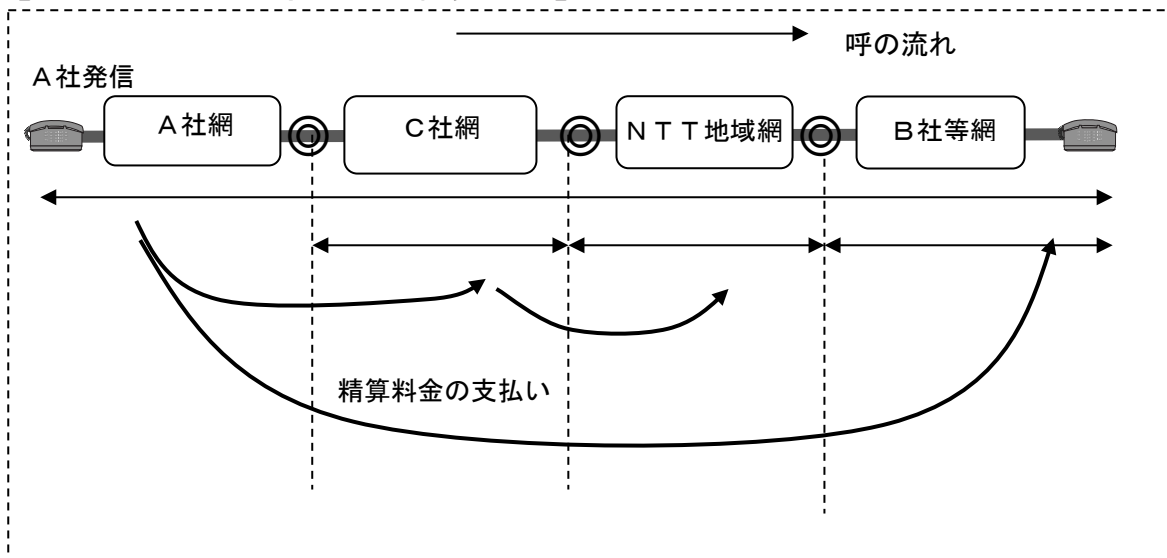
3 B社は、本件線端接続により生じるトラフィック流通量その他一切の変動に伴い解決すべき事項が生じた場合には、これをC社との間で解決する。

事業者間精算方式について

【A社が求める事業者間精算方式】



【B社等が求める事業者間精算方式】

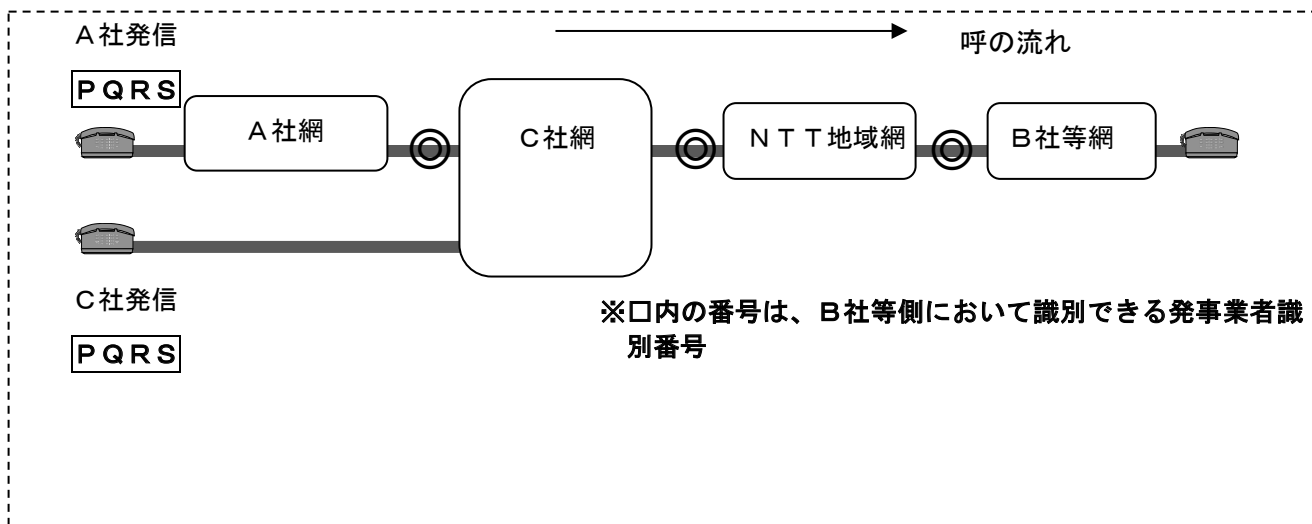


【参考 2】

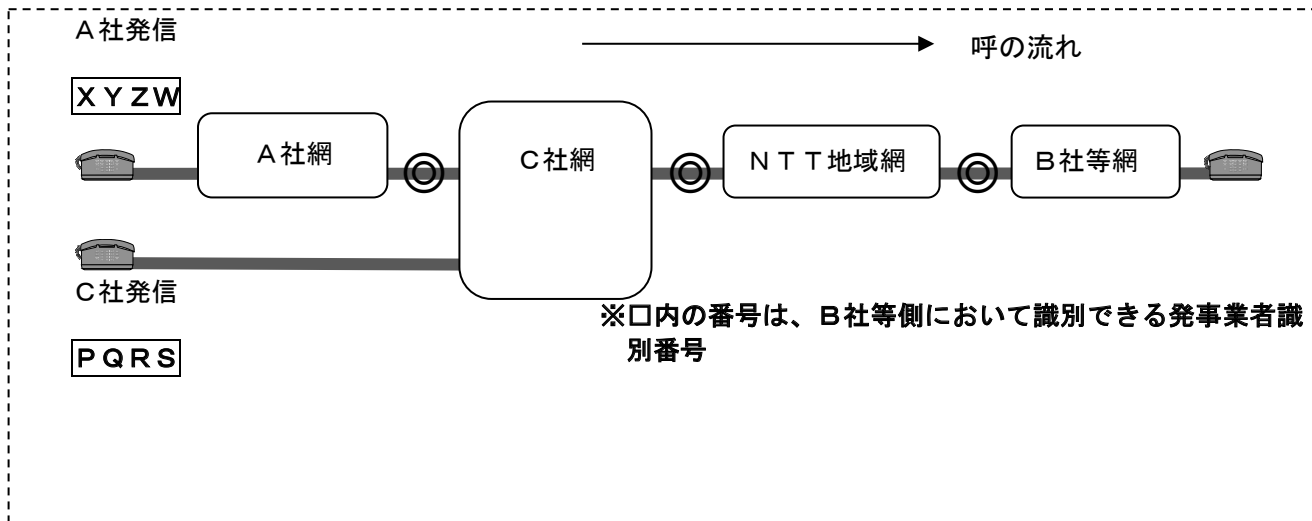
(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

事業者識別番号について

【A社が事業者識別番号を送出しない場合】



【A社が事業者識別番号（XYZW）を送出する場合】



2-3(電) 平成16年12月17日申請(平成16年(争)第5号・第6号)(接続に関する費用負担)

(1) 経過

(申請前の経緯)

平成16年4月27日に、委員会から、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知(平成16年(争)第1号・第2号)。

平成16年	
12月17日	NTT東日本及びNTT西日本から、あっせんの申請(平成16年(争)第5号(以下「第5号」という。)及び同第6号(以下「第6号」という。))。(⇒(2))
20日	委員会から、平成電電株式会社(以下「平成電電」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第5号及び第6号)。
22日	あっせん委員(吉岡委員、浅井特別委員及び土佐特別委員)の指名(第5号及び第6号)。
平成17年	
2月9日	NTT東日本と平成電電が変更接続協定締結。
18日	NTT西日本と平成電電が変更接続協定締結。
21日	NTT東日本が、申請の取下げ(第5号)。(⇒(3)) NTT西日本が、申請の取下げ(第6号)。(⇒(3))
22日	委員会から、平成電電に対し、あっせん申請の取下げがあった旨の通知。

(2) 申請における主な主張(第5号及び第6号)

平成電電は、NTT東日本(NTT西日本)の接続約款等に基づき提示する接続条件により平成電電の電話網とNTT東日本(NTT西日本)のIP電話網の接続に応ずるべき。

本件に係る接続条件は、現行の接続ルールに従っており、現に他の電気通信事業者にも適用されている。

電気通信回線設備を設置する電気通信事業者である平成電電は、同社の電話網とNTT東日本(NTT西日本)のIP電話網との接続に関して、電気通信事業法第32条に基づき、他事業者からの接続の請求に応じるべき義務を負うことから、接続請求を拒む正当な理由はない。

(3) あっせん申請取下げについての事情説明(第5号及び第6号)

平成16年12月17日付けのあっせん申請については、あっせん申請後、当事者間で電気通信設備の接続について合意し、接続協定を締結したため、取り下げる。

(参考)

接続協定の締結を受けて、平成17年3月1日から、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続が開始された。

2-4(電) 平成17年7月8日申請(平成17年(争)第2号・第3号) (接続に関する費用負担)

(1) 経過

平成17年	
7月 8日	A社から、あっせんの申請(平成17年(争)第2号(以下「第2号」という。))及び同第3号(以下「第3号」という。))。(⇒(2))
11日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨通知(第2号)。 委員会から、C社に対し、あっせんの申請があった旨通知(第3号)。 あっせん委員(田中委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員)の指名(第2号及び第3号)。
8月26日	B社から、答弁書の提出(第2号)。(⇒(3)) C社から、答弁書の提出(第3号)。(⇒(3)) A社から、B社及びC社からの答弁書に対する意見書の提出(第2号及び第3号)。
31日	B社から、A社からの意見書に対する答弁書の提出(第2号)。 C社から、A社からの意見書に対する答弁書の提出(第3号)。
9月 1日	各当事者から意見の聴取(第2号及び第3号併合)。 あっせん委員から、あっせん案の提示(第2号及び第3号)。
29日	各当事者から意見の聴取(第2号及び第3号併合)。 あっせん委員から、あっせん案の提示(第2号及び第3号)。
10月 4日	A社が、申請の取下げ(第2号及び第3号)。(⇒(4)) 委員会から、B社及びC社に対し、申請の取下げがあった旨通知。

(2) 申請における主な主張(第2号及び第3号)

平成17年2月、A社が提供しているサービスの料金回収方式変更のため、B社及びC社に網改造(ソフトウェア開発)の申込みを行ったところ、当該開発に係る契約期限直前に、当該開発費用全額の預託金の申入れがあり、預託金をめぐる協議が不調となったことから、ソフトウェア開発の希望日である7月に着手されない状況に陥った。

したがって、預託金に関する協議は継続して応じることを条件に、B社及びC社が7月以降速やかに当該開発に着手するようあっせんに求める。

(3) 答弁書における主な主張(第2号及び第3号)

B社及びC社は、A社に対し開発着手の6ヶ月前から、投資額を回収するための接続料の担保措置について、別途協議する旨通知している。

また、B社及びC社は、預託金の預け入れ等による担保措置が講じられ、当該ソフトウェア開発に必要な投資額を確実に回収できることが担保されることを前提に当該ソフトウェアの開発着手に応じる。

(4) あっせん申請取下げについての事情説明(第2号及び第3号)

A社が提供しているサービスについて、サービス展開の見直しを行うことから、7月8日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について取り下げる。

2-5(電) 平成18年8月9日申請(平成18年(争)第1号~第14号)(接続に関する費用負担)

(1) 経過

平成18年	
8月9日	A社等各社から、あっせんの申請(平成18年(争)第1号~第14号(以下「第1号~第14号」という。))。(⇒(2))
10日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第1号~第14号)。
11日	あっせん委員(森永委員長代理、尾畑特別委員及び樋口特別委員)の指名(第1号~第14号)。
9月4日	B社から、答弁書の提出(第1号~第14号)。(⇒(3))
11日	両当事者から意見の聴取(第1号~第14号併合)。
10月16日	A社等各社から、B社からの答弁書(9月4日付け)に対する意見書の提出(第1号~第14号)。
11月7日	B社から、A社等各社からの意見書(10月16日付け)に対する答弁書の提出(第1号~第14号)。
30日	両当事者から意見の聴取(第1号~第14号併合)。 あっせん委員から、途中見解の提示(第1号~第14号)。
12月14日	B社から、網使用料算定に関する考え方の提出(第1号~第14号)。
平成19年	
1月12日	A社等各社から、B社の考え方(12月14日付け)に対する考え方の提出(第1号~第14号)。
25日	B社から、A社等各社の考え方(1月12日付け)に対する考え方の提出(第1号~第14号)。
3月6日	A社等各社から、B社の考え方(1月25日付け)に対する考え方の提出(第1号~第14号)。
23日	A社等各社が、申請の取下げ(第1号~第14号)。(⇒(4))
27日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請の取下げがあった旨の通知(第1号~第14号)。

(2) 申請における主な主張(第1号~第14号)

ア 協議不調の理由及び経緯

A社等各社の網使用料については、従来、業界の標準的水準である、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)の接続料(IC接続)と同じ水準(以下「LRIC水準^{*}」という。)により相互接続事業者と合意がなされてきた。

平成17年3月、A社等各社は、平成16年度及び平成17年度に適用する網使用料について、LRIC水準で協定事業者に対して提案したところ、B社は、3分5.36円(平成16年度当初認可NTT東西IC接続料)以上の水準は認められないとして協議が不調となった。

イ 申請の内容

A社等各社は、

- ・ 自社網の網使用料水準について、通常、相互接続事業者とは業界の標準的な水

準であるLRIC水準にて合意している

- ・平成17年度に関し、(実際のコストに基づき) 網使用料水準を算出したところ、LRIC水準を上回る水準となっていることから、LRIC水準とは別の水準とすることについて合理的根拠が提示されないのであれば、合意形成の可能な上限値としての業界の標準的水準であるLRIC水準にて合意するようあつせんを求める。

※平成16年度接続料は6.12円/3分(精算後)、平成17年度接続料は7.09円/3分。

(3) 答弁書における主な主張(第1号～第14号)

電気通信役務の提供においては、各相互接続事業者が開発・営業・効率化といった企業努力を継続して行うことにより、相互のネットワークの付加価値を高め、利用者料金設定権の有無にかかわらず、利用者利便の向上と利用者料金の低廉化を実現すべきである。

また、通信量が減少しているNTT東西網とは異なりA社等各社の利用者数及び通信量は増加しており、平成16年度及び平成17年度については、平成15年度当初の合意水準(5.36円/3分)から、値上げする合理的な根拠がなく、双方が合意に至らない場合には、事業者間の合意が成立している水準での接続が継続されるべきである。

(4) あつせん申請取下げについての事情説明(第1号～第14号)

A社等各社は、本件対応の見直しを行った結果、平成18年8月9日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあつせん申請した案件について取り下げる。

2-6(電) 平成21年10月27日申請(平成21年(争)第2号)(接続に関する費用負担)

(1) 経過

平成21年	
10月27日	有限会社ナインレイヤーズ(以下「ナインレイヤーズ」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2))
29日	委員会から、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
平成22年	
1月7日	ナインレイヤーズが、申請の取下げ。(⇒(3))
14日	委員会から、NTT西日本に対し、申請の取下げがあった旨の通知。

(2) 申請における主な主張

ナインレイヤーズは、NTT西日本のダークファイバ及び地域IP網と自社のネットワークを接続することにより、高知IX(インターネット接続)サービス等を提供している。

平成21年5月、NTT西日本より、NTT西日本の接続約款第77条の3第1項第4号の「別に定める基準」に該当するとして、債権保全措置(新規利用分のダークファイバについては最低利用期間(1年分)の担保、既存利用分については4ヶ月分の担保)を求められた。

ナインレイヤーズは、昨年より決算状況が良くなっており、当該債権保全措置は不要と考えたと主張し、NTT西日本と協議を行ったが、NTT西日本より、信用調査会社の評価は開示できないとの回答を受けたこと等により、協議が不調となったことから、当該債権保全措置の要否について、あっせんを申請する。

(3) あっせん申請取下げ

あっせん申請後、再度の当事者間の協議を平成21年11月に行い、ナインレイヤーズは、最新の財務諸表をNTT西日本に提出し、NTT西日本は当該財務諸表を確認後、信用評価機関へ評価の最新化を依頼した。その結果、NTT西日本より債権保全措置の必要がないことが確認できたとの連絡がナインレイヤーズにあった。このため、ナインレイヤーズは、平成22年1月にあっせんの申請を取り下げ、あっせんをしないこととなった。

2-7(電) 平成23年5月18日申請(平成23年(争)第1号)(接続料の算定根拠の開示)

(1) 経過

平成23年	
5月18日	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2)) 委員会から、ソフトバンクモバイル株式会社(以下「SBM」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
6月27日	あっせん委員(渚上委員長代理、尾畑委員、山本委員及び小野特別委員)の指名。
7月7日	SBMから、答弁書の提出。(⇒(3))
14日	NTTドコモから、SBMからの答弁書(7月7日付け)に対する意見書の提出。
19日	あっせん委員による審議。
26日	NTTドコモから、意見書の提出。 SBMから、NTTドコモからの意見書(7月14日付け)に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
8月7日	NTTドコモから、意見書の提出。
8日	SBMから、意見書の提出。
23日	SBMから、NTTドコモからの意見書(8月7日付け)に対する意見書の提出。
24日	NTTドコモから、SBMからの意見書(8月8日付け)に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
9月9日	SBMから、NTTドコモからの意見書(8月24日付け)に対する意見書の提出。
21日	NTTドコモから、SBMからの意見書(9月9日付け)に対する意見書の提出。
27日	SBMから、NTTドコモからの意見書(9月21日付け)に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
10月7日	NTTドコモから、SBMからの意見書(9月27日付け)に対する意見書の提出。
21日	SBMから、NTTドコモからの意見書(10月7日付け)に対する意見書の提出。
11月2日	NTTドコモから、SBMからの意見書(10月21日付け)に対する意見書の提出。
29日	SBMから、NTTドコモからの意見書(11月2日付け)に対する意見書の提出。
12月9日	NTTドコモから、SBMからの意見書(11月29日付け)に対する意見書の提出。
28日	SBMから、NTTドコモからの意見書(12月9日付け)に対する意見書の提出。

平成24年	
1月10日	NTTドコモから、SBMからの意見書(12月28日付け)に対する意見書の提出。
13日	あっせん委員による審議。
23日	あっせん委員による審議(あっせん打切りを決定)。(⇒(4))委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

(2) 申請における主な主張

NTTドコモは、SBMの2010年度(平成22年度)相互接続料の協議に当たり、NTTドコモが自ら検証することが可能となる情報が必要であるとして、SBMに対してガイドライン(注)別表第2に定める情報の開示を要求してきたが、SBMから十分な情報開示がなされず協議が不調となったことから、当該情報の開示について、あっせんに申請する。

(注)「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」

(3) 答弁書における主な主張

NTTドコモが開示を求めているガイドライン別表第2に定める情報には非公表の経営戦略に関わる情報を含むため、SBMとしては、競合事業者であるNTTドコモに当該情報の開示を行うことは困難である。

SBMとしては、中立的な第三者機関である電気通信紛争処理委員会に2010年度(平成22年度)接続料に係る情報開示を行い、委員会において当該接続料について検証し、NTTドコモにその適正性を示してもらいたい。

(4) 事案の処理

本事案については、3回の意見聴取のほか、多数の意見書のやり取りを行い、その過程において当事者から合意形成に向けた一定の提案等があったが、開示する情報の範囲や第三者機関による検証の実施について、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したため、あっせんに打ち切ることにした。

2-8(電) 平成23年6月9日申請(平成23年(争)第2号)(接続料の再精算等)

(1) 経過

平成23年	
6月9日	ソフトバンクモバイル株式会社(以下「SBM」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2)) 委員会から、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「NTTドコモ」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
27日	あっせん委員(瀬上委員長代理、尾畑委員、山本委員及び小野特別委員)の指名。
7月14日	NTTドコモから、答弁書の提出。(⇒(3))
19日	あっせん委員による審議。
26日	SBMから、NTTドコモからの答弁書(7月14日付け)に対する意見書の提出。 NTTドコモから、意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
8月7日	NTTドコモから、意見書の提出。
8日	SBMから、意見書の提出。
23日	SBMから、NTTドコモからの意見書(8月7日付け)に対する意見書の提出。
24日	NTTドコモから、SBMからの意見書(8月8日付け)に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
9月8日	NTTドコモから、SBMからの意見書(8月23日付け)に対する意見書の提出。
9日	SBMから、NTTドコモからの意見書(8月24日付け)に対する意見書の提出。
20日	SBMから、NTTドコモからの意見書(9月8日付け)に対する意見書の提出。
27日	NTTドコモから、SBMからの意見書(9月20日付け)に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取。
10月21日	SBMから、NTTドコモからの意見書(9月27日付け)に対する意見書の提出。
11月2日	NTTドコモから、SBMからの意見書(10月21日付け)に対する意見書の提出。
29日	SBMから、NTTドコモからの意見書(11月2日付け)に対する意見書の提出。
12月9日	NTTドコモから、SBMからの意見書(11月29日付け)に対する意見書の提出。
28日	SBMから、NTTドコモからの意見書(12月9日付け)に対する意見書の提出。
平成24年	
1月10日	NTTドコモから、SBMからの意見書(12月28日付け)に対する意見書の提出。
13日	あっせん委員による審議。

23日	あっせん委員による審議（あっせん打切りを決定）。(⇒(4)) 委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。
-----	--

(2) 申請における主な主張

SBMは、NTTドコモの2009年度（平成21年度）以前の相互接続料に関し、原価に販売奨励金等の営業費が算入されていたが、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の接続料の水準は「適正な原価に適正な利潤を加えたもの」(注1)とされていることから、接続料から販売奨励金等の営業費を除外するよう求めてきたが、協議不調となった。

そのため、NTTドコモの2009年度（平成21年度）以前の相互接続料について、①販売奨励金等の営業費を除外した接続料を再設定し、再精算すること及び②販売奨励金等の営業費の算入の内訳及び金額を明らかにすることについて、あっせんで申請する。

(注1) 電気通信事業法第34条第3項第4号

(3) 答弁書における主な主張

NTTドコモは、総務省の策定するガイドラインに従い、粛々と接続料を算定し、適用してきたところである。また、過去の営業費の算入についても、総務省の審議会答申(注2)において「ネットワークの外部性を考慮して接続料を算定する考え方に合理性が認められないわけではないと考えられる」とされており、SBMの主張は何ら根拠のないものとする。

また、2009年度（平成21年度）以前のNTTドコモの接続料については、すでに両社で合意し、協定書を締結してきており、これに反する主張を行うことは認められるべきではなく、既に合意して協定書を締結した過去の接続料に関して、当該議論を行うことは意味のないものとする。

(注2) 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」(平成21年10月16日 情報通信審議会)

(4) 事案の処理

本事案については、3回の意見聴取のほか、多数の意見書のやり取りを行ったが、当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したため、あっせんで打ち切ることとした。

2-9(電) 平成23年6月9日申請(平成23年(争)第3号・第4号)(接続に係る
ジャンパ工事費の見直し)

(1) 経過

平成23年	
6月9日	ソフトバンクテレコム株式会社(以下「SBTM」という。)から、あっせんの申請(平成23年(争)第3号(以下「第3号」という。)及び第4号(以下「第4号」という。))。(⇒(2))委員会から、東日本電信電話株式会社に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第3号)。委員会から、西日本電信電話株式会社に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第4号)。
28日	あっせん委員(坂庭委員長、各務委員及び樋口特別委員)の指名。
7月15日	東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東西」という。)から、答弁書の提出。(⇒(3))
27日	SBTMから、NTT東西からの答弁書(7月15日付け)に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。
8月3日	SBTMから、意見書の提出。
4日	NTT東西から、意見書の提出。
23日	SBTMから、NTT東西からの意見書(8月4日付け)に対する意見書の提出。 NTT東西から、SBTMからの意見書(8月3日付け)に対する意見書の提出。
26日	SBTMから、NTT東西からの意見書(8月23日付け)に対する意見書の提出。
29日	NTT東西から、SBTMからの意見書(8月23日付け)に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。
9月8日	SBTMから、意見書の提出。 NTT東西から、意見書の提出。
15日	SBTMから、NTT東西からの意見書(9月8日付け)に対する意見書の提出。 NTT東西から、SBTMからの意見書(9月8日付け)に対する意見書の提出。
22日	SBTMから、NTT東西からの意見書(9月15日付け)に対する意見書の提出。 NTT東西から、SBTMからの意見書(9月15日付け)に対する意見書の提出。 両当事者から意見の聴取(第3号及び第4号併合)。
10月14日	SBTMから、意見書の提出。
11月10日	NTT東西から、意見書の提出。
29日	SBTMから、NTT東西からの意見書(11月10日付け)に対する意見書の提出。

12月15日	NTT東西から、SBTMからの意見書（11月29日付け）に対する意見書の提出。
28日	SBTMから、NTT東西からの意見書（12月15日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
1月20日	NTT東西から、SBTMからの意見書（12月28日付け）に対する意見書の提出。
31日	SBTMから、NTT東西からの意見書（1月20日付け）に対する意見書の提出。
2月7日	NTT東西から、SBTMからの意見書（1月31日付け）に対する意見書の提出。
15日	SBTMから、NTT東西からの意見書（2月7日付け）に対する意見書の提出。
20日	NTT東西から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。（⇒（4））
21日	SBTMから、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。（⇒（4）） あっせん終了。

（2）申請における主な主張

NTT東西は、同社が提供するドライカップ回線とSBTMの加入者交換機とを繋ぐためのジャンパ工事費を1,200円/回線、自社の加入電話の開通等に係るジャンパ工事費を1,000円/回線としている。

この差について、NTT東西は、ドライカップは直収電話のほかADSLサービスにも利用されており、ADSLサービスにおいて、NTT収容ビル内の装置とお客様宅内のモデムとの間の接続が確立されずサービスが利用できない状態（リンクNG）になる場合があり、そのときは工事費を無料とする代わりに、疎通した場合の工事費にその分を加味したものであると説明している。

しかし、SBTMは、直収電話におけるジャンパ工事では疎通できないという問題は発生しないことから、平成21年5月以降、接続事業者の直収電話に係るジャンパ工事費を1,000円/回線にするようNTT東西に対して求め、数度にわたり協議を行ってきたが、協議が不調となったことから、あっせんを申請する。

（3）答弁書における主な主張

NTT東西としては、ドライカップ電話（直収電話）にDSLサービスと同様に「リンクNG発生率を加味した工事費」を適用していることについては、NTT東西においてDSLサービス若しくはドライカップ電話のどちらで利用できるか確認できない、SBTMはドライカップ電話にDSLサービスを重畳している場合がある等により、合理性があると考えている。

ただし、ドライカップ電話に「リンクNG発生率を加味しない工事費（1,000円）を適用する」とのSBTMからの要望に関しては、以下の条件が担保されるのであれば、要望に対応していくことも可能である。

- ・ リンクNGが発生した場合に工事費を請求することは、お客様の理解が到底得られないと考えていることから、リンクNG発生率を加味しない工事費を適用する場合には、工事費はNTT東西からSBTMに請求すること。

- ・ DSL業務支援システムにおいて、事業者毎に異なる工事費を適用する機能を実現するにあたって発生する追加費用（システム開発費等）については、SBTMが負担すること。

(4) 合意の内容

NTT東西は、ドライカップに係るジャンパ工事費について、現在の1,200円を適用するメニューに加え、以下を前提に1,000円を適用する新メニューを設定し、SBTMに適用する。

- ① NTT東西は、SBTMのドライカップに係るジャンパ工事費について、SBTMに請求する。
- ② NTT東西は、1,000円を適用するメニューを設定するにあたりシステム改修を実施するが、費用はSBTMが負担（SBTM以外の事業者が同様の料金適用を希望する場合は、その事業者も含めて分担）する。
- ③ システム改修に係る費用は、網改造料として月次での支払いとする。
- ④ システム改修の方法は、あっせん手続においてNTT東西が提示した方法とする。
- ⑤ SBTMにおいて、リンクNGを申請しない運用を担保する。
- ⑥ NTT東西とSBTMは、システム改修着手のために必要な手続きを平成24年2月末までに完了させる。
- ⑦ NTT東西は、平成24年3月にシステム改修に着手する。
- ⑧ NTT東西がジャンパ工事費1,000円の新メニューを設定する時期は、平成24年9月とする。

3 接続のための工事・網改造等に関する紛争

(1) 接続に必要な工事

3-1 (電) 平成14年2月12日申請 (平成14年(争)第2号) (接続に必要な工事)

(1) 経過

平成14年	
2月12日	ビー・ビー・テクノロジー株式会社 (以下「BBT」という。) から、あっせんの申請。(⇒ (2))
13日	委員会から、西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」という。) に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
15日	あっせん委員 (吉岡委員、瀬崎特別委員、東海特別委員及び土佐特別委員) の指名。
3月20日	NTT西日本から、答弁書の提出。(⇒ (3))
22日	両当事者から意見の聴取。
4月4日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒ (4)) BBTが、あっせん案を受諾。
9日	NTT西日本が、あっせん案受諾を拒否。(⇒ (5)) あっせん打ち切り。委員会から、両当事者に対して、その旨を通知。

(その後の経過)

平成15年

2月14日 ソフトバンクBB株式会社 (以下「ソフトバンクBB」という。) から、仲裁の申請。

5月16日 ソフトバンクBBから、協議再開命令の申立て。

※ 平成15年1月、BBTは、ソフトバンクネットワーク株式会社、ソフトバンク・イーシーホールディングス株式会社及びソフトバンク・コマース株式会社との合併により、ソフトバンクBBとなった。

(2) 申請における主な主張

ア 申請の内容

NTT西日本の局舎におけるMDFジャンパ工事について、BBT自身による工事が実施できるようあっせんを求める。

イ 協議不調の理由

NTT西日本に対して自前工事の実施について要望したが、MDFでの作業スペースが十分確保できない局舎が多いこと、大量にMDFにおける工事があること等を理由として拒絶されており、その後の協議は進展していない。

(3) 答弁書における主な主張

ア MDFジャンパ工事は、電話サービスにおける生命線でもある電話通信線の切断を伴う工事であり、NTT西日本がコントロールすることのない第三者に工事をさせることは、NTT西日本として認められない。

イ MDFジャンパ工事については、現時点においては、NTT西日本は問題なく工事を実施しており、BBTによるMDFジャンパ工事の自前工事を認めるほどの必要性は認められない。

(4) あっせん案

1 NTT西日本は、接続事業者によるMDFジャンパ自前工事にあたっての問題点発掘のために、場所と期間を限定して以下の条件により自前工事をBBTが行うことを認める。

- (1) 各個の工事にあたっては、個々の電話加入者の承認を要するものとする。
- (2) 選定される施工業者、遵守されるべき施工基準・安全管理規程及び工事数量・工事日程の決定については、BBT及びNTT西日本において協議を行う。
- (3) BBTによる自前工事に起因する事故等においては、同社がNTT西日本に対して責任を負うこととし、NTT西日本は電話加入者から損害賠償を請求された場合にはこれをBBTに対して求償する。NTT西日本による工事と同時刻・同一場所において行われる場合のBBTにおいて負うべき責任の範囲の決定についてはBBT及びNTT西日本において協議を行う。

2 上記期間終了後の自前工事の継続・拡大の是非及び継続・拡大する場合の工事の条件については、上記期間中の実態を踏まえ、BBT及びNTT西日本において協議を行う。

3 接続事業者による自前工事が行われたい場所又は期間において、NTT西日本がMDFジャンパ工事を行う際には、利用者から申込があつてからMDFにおける接続によりDSLサービスが開始されるまでの標準的な開通工事期間を4営業日以内とするよう、NTT西日本において早急に措置を講じる。

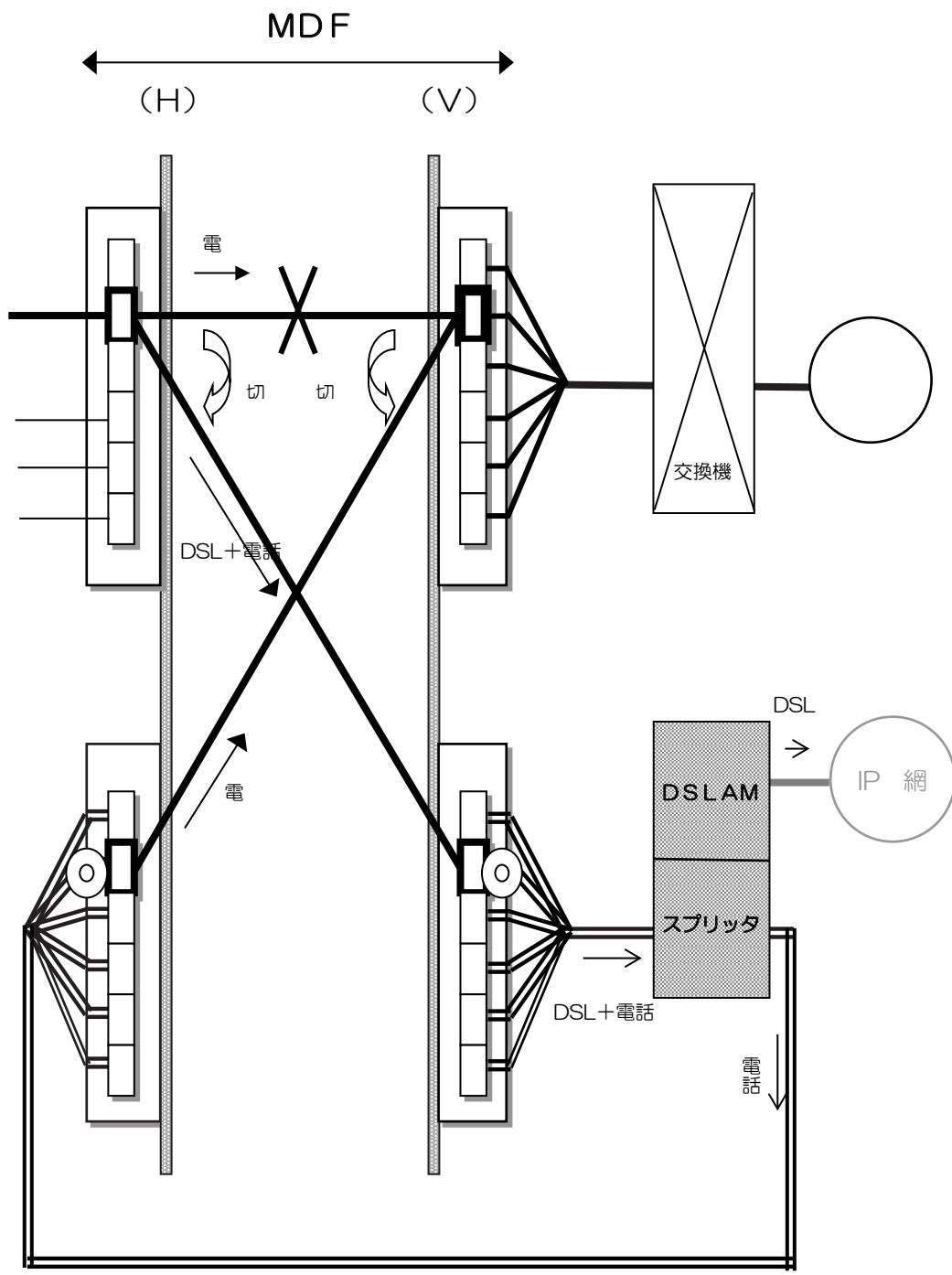
(5) あっせん案受諾の拒否に際しての主な主張

委員会提示のあっせん案については受諾できない。

(理由)

DSLサービス利用予定者への工事期間短縮という限られた利便と電話サービス利用者全体への適切なサービスレベルの維持を比較衡量した上で、あっせん案では電話サービス利用者全体への良好なサービス提供への障害という懸念が解消されない。

MDFジャンパ工事の施工区分



○ 相互接続点 (POI) == 他事業者様設備

(2) 設備の利用・運用

3-2(電) 平成14年4月30日申請(平成14年(争)第7号・第8号)(役務提供のための設備の運用)

(1) 経過

平成14年	
4月30日	A社から、あっせんの申請(平成14年(争)第7号(以下「第7号」という。))及び同第8号(以下「第8号」という。))。(⇒(2)) 委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第7号)。 委員会から、C社に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第8号)。
5月 2日	あっせん委員(富沢委員、瀬崎特別委員及び藤本特別委員)の指名(第7号及び第8号)。
10日	B社から、答弁書の提出(第7号)。(⇒(3)ア) C社から、答弁書の提出(第8号)。(⇒(3)イ) 各当事者から意見の聴取(第7号及び第8号併合)。 A社とB社の間で解決のための合意が成立(第7号)。(⇒(4)ア) A社とC社の間で解決のための合意が成立(第8号)。(⇒(4)イ) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張(第7号及び第8号)

ア 申請の内容

A社の上位プロバイダ変更に伴い、その変更後もA社の利用者がB社及びC社のネットワークサービスを経由してA社のサービスを継続利用できるようにするためにB社及びC社の設備においてIPアドレスの設定を変更する工事が必要であるので、B社(第7号関係)及びC社(第8号関係)においてこれを早急に行ってもらいたい(5月18日を要望)。

イ 協議不調の理由及び協議の経過

上記設備の工事を4月22日に先方に打診したところ、4月23日に回答があり、工事には20営業日を要するため早期実施はできないとのことであった。本件についての申込は4月25日に行い、再度早期化を依頼したが、6月3日までできないとの回答であった。

(3) 答弁書における主な主張

ア 第7号

A社のIPアドレス変更工事を要望の5月18日に実施することは、通常は実施困難だが、労働力の集約等の措置により、6月3日を5月24日に前倒して実施する。

イ 第8号

A社のIPアドレス変更工事を要望の5月18日に実施することは困難だが、作

業実施時間帯等を含めてこの時期の工事スケジュールを再度調整し、6月3日を前倒しして5月24日に実施する。

(4) 合意事項

ア 第7号

1. B社は、A社が要望するIPアドレス変更の工事を遅くとも5月24日までに行う。
2. 5月18日から24日までの間、A社のサービスを利用するC社の利用者がC社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、A社及びB社は相互協力する。
3. 1.の工事が5月18日に行われないことに伴う費用負担の変動に関しては、A社及びB社は別途協議する。

イ 第8号

1. C社は、A社が要望するIPアドレス変更の工事を遅くとも5月24日までに行う。
2. 5月18日から24日までの間、A社のサービスを利用するC社の利用者がC社のネットワーク経由でインターネット接続を継続利用できるよう、A社及びC社は相互協力する。
3. 1.の工事が5月18日に行われないことに伴う費用負担の変動に関しては、A社及びC社は別途協議する。

(3) 接続協定の細目

3-3(電) 平成19年3月23日申請(平成19年(争)第1号・第2号)(接続協定の細目等)

(1) 経過

平成19年	
3月23日	A社から、あっせんの申請(平成19年(争)第1号(以下「第1号」という。))及び同第2号(以下「第2号」という。))。(⇒(2))
26日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第1号)。 委員会から、C社に対し、あっせんの申請があった旨の通知(第2号)。
30日	B社から、あっせんに応じる考えはない旨の報告(第1号)。 C社から、あっせんに応じる考えはない旨の報告(第2号)。(⇒(3))
4月5日	委員会から、各当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

(2) 申請における主な主張(第1号及び第2号)

A社は、アナログ電話サービスの提供に当たり、B社及びC社との間で、通常の回線切替工事等とは異なる、一定の処理件数を保証した特別な受付・工事体制整備を求める契約を締結する一方、次の事項を求め協議を行った。

- ① 同契約で定めた費用負担(額)に関し、実費精算、実費の明細開示等
- ② 通常の受付・工事体制下におけるB社及びC社の各工事等ごとの処理可能件数の開示

しかし、B社及びC社は、これらに応じないとして協議が不調となったことから、上記事項を義務付ける契約の締結についてあっせんを申請する。

(3) あっせんに応じる考えはない旨の報告(第1号及び第2号)

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、A社を申請人とするあっせんの申請については、B社及びC社は、以下の理由から応じる考えはないので、その旨報告する。

- ① B社及びC社はA社との間で双方合意の上締結した契約に従い対応したものであり、A社が主張するような新たな契約締結に応じる考えはない。
- ② A社は、「申込受付処理及び工事等処理に要する人員の確保等に係る費用」について、「本契約書は実費精算を前提として締結された」と主張しているが、そのような合意の事実は一切ない。

4 接続に必要な工作物の利用（コロケーション等）に関する紛争

4-1（電）平成13年12月27日申請（平成13年（争）第1号）（接続に必要な工作物の利用）

（1）経過

平成13年	
12月27日	A社から、あっせんの申請。（⇒（2））
28日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
平成14年	
1月10日	あっせん委員（香城委員長、森永委員長代理、田中委員、富沢委員及び吉岡委員）の指名。
15日	B社から、答弁書の提出。（⇒（3））
23日	両当事者から意見の聴取。
25日	両当事者間で解決のための合意が成立。（⇒（4）） あっせん終了。

（2）申請における主な主張

ア 申請の内容

B社の局舎において、A社の伝送路と他事業者が設置する伝送装置との間の接続（いわゆる「横つなぎ」）の実現を図るべく、B社との間のあっせんを求める。

イ 協議不調の理由

A社は、B社局舎内での伝送路の接続とスペース確保についてB社と協議を開始した。B社の提示したスペースはコロケーションルーム1室単位が必須で賃貸料が高額となるため、A社はスペース確保をあきらめ、伝送路の接続のみを行うことにした。「横つなぎ」の協議は、平成12年9月から行っているが、実現していない。B社は、コロケーションを実施している事業者以外には「横つなぎ」を認めないと説明しており、ケーブル運用協定の規定に反している疑いがある。

（3）答弁書における主な主張

A社が申請したあっせんを求める事項は適当でないものとして、あっせんをしないか、又はA社の求めの文面に拘泥することなく合理的な内容のあっせんをなす旨の判断をすることを求める。

ケーブル運用協定では、契約当事者間の紛争処理手続が定められており、今回のあっせん申請は、この条項に反している。

A社には、その主張する方式での「横つなぎ」を求める必要性がない。

セキュリティの確保のため、局舎の利用事業者には、専用のコロケーションルームの割当てを受け、公平かつ適正な費用負担を行うことを求めており、これを行うことなく「横つなぎ」をすることは、A社のみ特別に有利な取扱いを行うことになり許されない。

（4）主な合意事項

新たにコロケーション契約（仮称）（コロケーションルームを2分し、一方のスペースを双方合意の対価で貸与）を締結し、「横つなぎ」を可能とする。

4-2(電) 平成14年2月1日申請(平成14年(争)第1号)(接続に必要な工作物の利用)

(1) 経過

平成14年	
2月 1日	イー・アクセス株式会社(以下「イー・アクセス」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2)) 委員会から、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
4日	あっせん委員(香城委員長、森永委員長代理、東海特別委員、長谷部特別委員及び藤本特別委員)の指名。
6日	NTT東日本から、答弁書の提出。(⇒(3))
14日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。(⇒(4)) あっせん終了。

(その後の経過)

平成14年

2月26日 委員会から、総務大臣に対して勧告(電委第32号)。

(2) 申請における主な主張

ア 申請の内容

NTT東日本の12のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

イ 協議不調の理由

NTT東日本は当該12のビルにおける調査結果として相互接続点の設置を不可としているが、その調査の内容に疑義がある。

(3) 答弁書における主な主張

あっせん対象の12のビルのうち8のビルについて、万一の場合には移設することを前提にすること等により、コロケーションスペース、電源及びMDF利用のための割当てを行う。

8のビルと同様の対応を行ったとしてもなお対応が不可となる残り4のビルについては、他用途のスペースの暫定利用、電源の増設工事の計画、MDFの連結による端子盤設置場所の確保を検討していく。

(4) 主な合意事項

あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にイー・アクセスによる自前工事着工ができるよう双方協力を行う。

4-3(電) 平成14年2月12日申請(平成14年(争)第3号)(接続に必要な工 作物の利用)

(1) 経過

平成14年	
2月12日	イー・アクセス株式会社(以下「イー・アクセス」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2))
13日	委員会から、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
15日	あっせん委員(森永委員長代理、浅井特別委員、瀬崎特別委員、土佐特別委員及び藤原特別委員)の指名。
19日	NTT西日本から答弁書の提出。(⇒(3))
26日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。(⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

NTT西日本の1ビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

NTT西日本B支店からは、その管轄のすべてのビルにおいて、工事申込みの3ヶ月以降でないと工事を行うことができないとしているが、明確な根拠に基づくものではないと考えるので、即時に自前工事の着工ができる措置を要望する。

(3) 答弁書における主な主張

当該ビルについて、コロケーションスペース、電源及びMDF利用のための割当てを行う。B支店管轄のビルにおいては、自前工事の着工時期について打合せの上、可能な限り前倒しを図るよう努力する。

(4) 主な合意事項

当該ビルについて、平成14年3月中旬にイー・アクセスによる自前工事による着工が行えるよう双方協力を行う。

また、イー・アクセスによる自前工事については、自前工事申込みから1ヶ月以内に着工できること及びビルの具体的な状況・着工スケジュール等についてNTT西日本より明示する。

4-4(電) 平成14年2月13日申請(平成14年(争)第4号)(接続に必要な工
作物の利用)

(1) 経過

平成14年	
2月13日	イー・アクセス株式会社(以下「イー・アクセス」という。)から、あっせんの申請(コロケーションスペース(26ビル)・電源(26ビル)・MDF(26ビル)の利用)。(⇒(2))
14日	委員会から、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
15日	あっせん委員(森永委員長代理、浅井特別委員、瀬崎特別委員、土佐特別委員及び藤原特別委員)の指名。
26日	NTT西日本から、答弁書(暫定版)の提出。 両当事者から意見の聴取。
28日	NTT西日本から、答弁書の提出。(⇒(3))
3月1日	両当事者間で解決のための部分合意が成立(コロケーションスペース(26ビル)・電源(23ビル)・MDF(26ビル)の利用)。(⇒(4)ア)
19日	両当事者から意見の聴取。
22日	あっせん委員による審議。
29日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示(電源(3ビル)の利用)。(⇒(4)イ) イー・アクセスが、あっせん案を受諾。 NTT西日本が、あっせん案中「2」を受諾。
4月2日	NTT西日本が、あっせん案全部を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

NTT西日本の26のビルにおけるイー・アクセスによるコロケーションスペース、電源及びMDFの利用のあっせんを求める。

(3) 答弁書における主な主張

あっせん対象の26のビルのコロケーションスペース及びMDFについて割当てを行う。電源については、16のビルについて割当てを行い、7のビルについて6月末目処に増設後対応を行う。

(4) 主な合意事項

ア 部分合意

あっせん対象の26のビルのコロケーションスペース及びMDFについて割当てを行う。電源については、23のビルにおいて早期割当てをする。

イ 部分合意で未解決の事案について両当事者が受諾したあっせん案の概要

- 1 NTT西日本は、3のビルの各々において、平成14年6月までにX以上の、同年8月末迄にY以上の電力割当てをイー・アクセスに対して行う。
- 2 NTT西日本は、今後イー・アクセスからの請求に応じ、その保有する通信用建物において、①装備されている最大電力容量、②その内の未使用の電力容量、③既に接続事業者から使用を請求されながら未割当てである電力容量について情報開示を行う。

4-5(電) 平成15年6月11日申請(平成15年(争)第2号)(役務提供のための設備の利用)

(1) 経過

平成15年	
6月11日	平成電電株式会社(以下「平成電電」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2))
12日	委員会から、東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
17日	あっせん委員(吉岡委員、尾畑特別委員及び藤原特別委員)の指名。
18日	NTT東日本から、答弁書の提出。(⇒(3))
25日	平成電電が、申請の取下げ。(⇒(4)) 委員会から、NTT東日本に対し、申請の取下げがあった旨の通知。

(2) 申請における主な主張

本年3月7日、同月10日、4月23日付けで、MDF(主配線盤)の利用の可否についてNTT東日本に対し、同社の接続約款に基づいて調査を申し込んだところ、同接続約款の規定では1ヶ月以内に回答をすることとされているにもかかわらず、現在に至るまで414の局について、同社から完全な回答が得られていない(H側のMDFの利用の可否の回答がない等)。これらMDFを利用してのサービスを6月20日に開始する予定であるところ、その開始に支障を生じかねない状況になっており、早急に回答を求めたく、あっせんを申請した。

(3) 答弁書における主な主張

ア NTT東日本では、一連の手續の過程において、「要望されているMDF端子はV側の1端子のみ」であるとして、手續を進めてきた。このような中、平成15年5月22日の協議において、平成電電よりMDF端子のH側を含む2端子を確保するよう要望する旨の申出がなされ、当事者間で継続して協議を実施し、平成15年6月12日の協議において、今回のあっせん申請の対象とされた事項について、次項のとおり、当事者間で手續を進めることで合意が図られた。

イ NTT東日本は、「V側MDF端子と同数のH側MDF端子の設置の可否」について追加調査を行い、平成電電に回答を行うこととした。

なお、上記追加調査の回答は、次のスケジュールで実施することとしている。

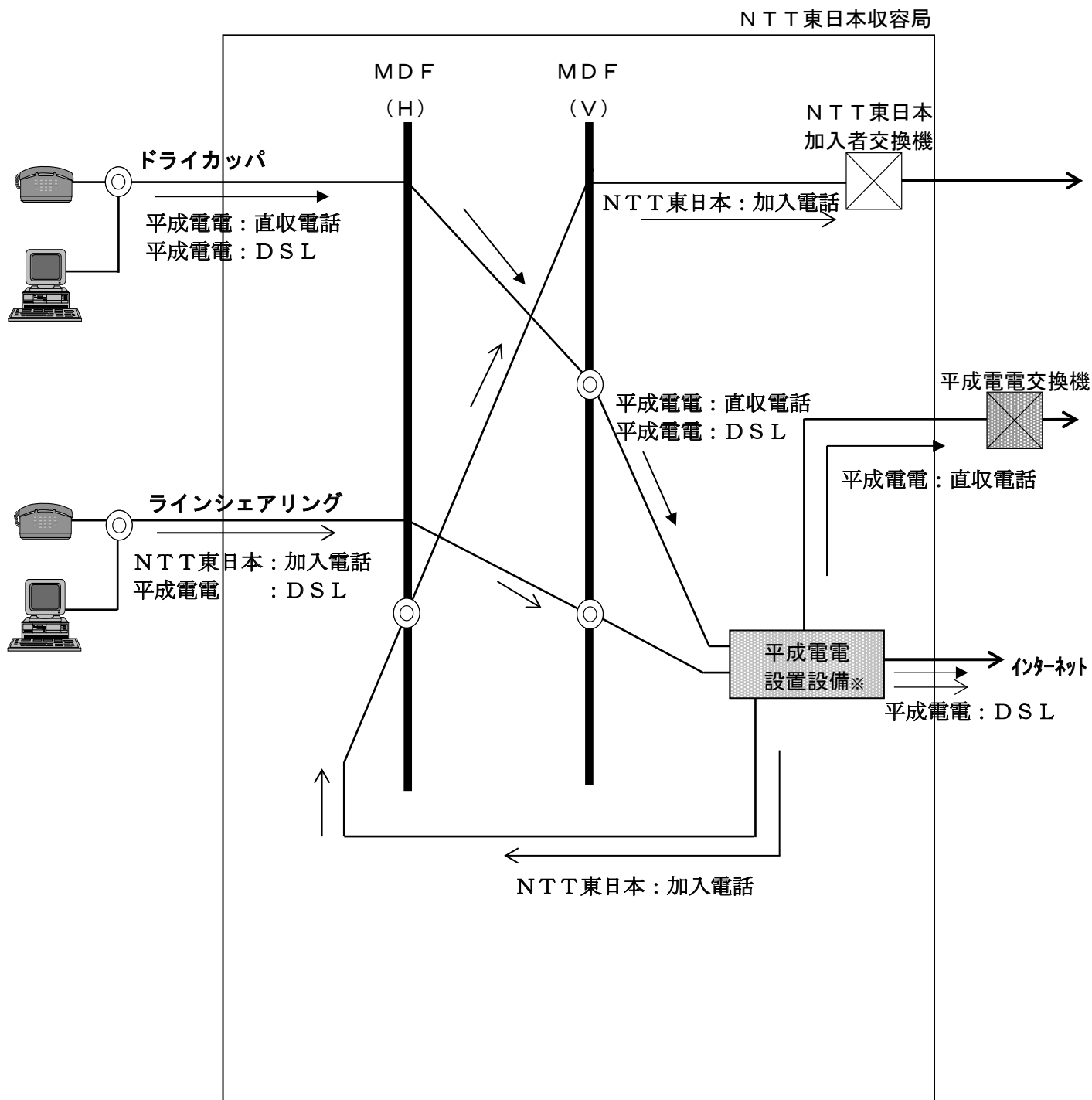
(ア) 既に自前工事申込書が提出されている46のビルについて、平成15年6月20日までに追加回答

(イ) (ア)以外の調査対象ビルについて、平成15年6月末日までに追加回答

(4) あっせん申請取下げについての事情説明

平成電電がNTT東日本に対し、平成15年3月7日、同月10日及び4月23日付けで調査を求めた件について、平成電電は、6月30日までにNTT東日本から回答を得ることとして、この度、合意した。については、6月11日付けで電気通信事業紛争処理委員会にあっせん申請した案件について、取り下げる。

平成電電株式会社の要望する接続形態



※1台でRT、DSLAM及びスプリッタの機能を有する設備。

5 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

5-1(電) 平成25年10月30日申請(平成25年(争)第1号)(卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し)

(1) 経過

平成25年	
10月30日	A社から、あっせんの申請(平成25年(争)第1号)。
31日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
11月11日	B社から答弁書の提出。
19日	あっせん委員(荒川委員、小野特別委員、近藤特別委員)の指名。
26日	両当事者から意見の聴取。
29日	あっせん委員から、A社及びB社に対し、質問を送付。
12月4日	B社から、あっせん委員からの質問(11月29日付け)に対する回答。
6日	A社から、あっせん委員からの質問(11月29日付け)に対する回答。
13日	あっせん委員から、A社及びB社に対し、質問を送付。
19日	A社から、あっせん委員からの質問(12月13日付け)に対する回答。
20日	B社から、あっせん委員からの質問(12月13日付け)に対する回答。
平成26年	
1月14日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、A社に対し、検討依頼を送付。
21日	A社から、あっせん委員からの検討依頼(1月16日付け)に対する回答。
23日	あっせん委員から、B社に対し、検討依頼を送付。
29日	B社から、あっせん委員からの検討依頼(1月23日付け)に対する回答。
2月6日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。
12日	B社があっせん案を受諾。
13日	A社があっせん案を受諾。 あっせん終了。

5-2(電) 平成27年3月10日申請(平成27年(争)第1号)(卸電気通信役務の提供に係る契約の延長)

(1) 経過

平成27年	
3月10日	A社から、あっせんの申請(平成27年(争)第1号)。(⇒(2))
12日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
19日	B社からあっせんに応じる考えはない旨の回答。(⇒(3))
23日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

(2) 申請における主な主張

A社は、平成13年にB社と基本契約書を締結し、その後毎年自動更新されてきた。契約内容はB社の業務の一部をA社に委託するもの(B社は、代理店契約と主張)であるが、契約の実態はOEM契約(再販契約)である。実際にA社は複数の電話会社からOEM契約に基づき電話サービスの供給を受け、独自ブランドにより直接顧客にサービス提供を行ってきた。

長年に亘る業務は、再販契約に基づくものであるもので、突然の通告による契約更新拒否は、「権利の濫用並びに信義誠実の原則に違反」する。

このため、マイライン移行の手續に必要な2年間の契約延長と変更手数料の負担を求める。

(3) あっせん不実行

B社に対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、B社より「あっせんを受諾しない」旨の回答が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

【あっせんを受諾しない理由】

- ・ A社とは、基本契約書第1条(目的)「互いに協力して当社サービスの普及と市場の拡大を図るもの」として、B社はA社に協力金(B社サービスの売上額に一定料率を乗じた手数料)を支払ってきた。
- ・ 平成26年7月以降は、A社に関するB社の通信サービス売上のうち、「着信課金サービスの売上」が激減している。これは、A社がB社の顧客を積極的に他社サービスへ移行させた結果である。また、同時期以降、B社は、A社に対して基本契約書第6条に基づく是正を要求し、A社がこれに従わない場合は、契約を解除する旨を説明している。
- ・ A社の行為は契約書で規定する「第4条(業務委託)顧客サービスの維持及び促進活動」並びに「第6条(乙の義務)当社の利益を損ね、(中略)当社の是正要求に従うこと」に違反すると考えている。
- ・ B社としてはA社との協力関係が消失したと判断し、契約解除(基本契約書第21条(存続期間)における契約期間を自動延長しない)の手續を行った。仮に、本契約がA社の主張する再販契約であったとしても、契約の解除を制限する事由には該当しないと考えている。
- ・ A社は、本契約の解除までに既存利用者を他社のマイラインサービスに移行させる必要はない。なお、本契約を解除しても、既存利用者のサービスは継続される。

5-3 (電) 平成27年6月9日申請(平成27年(争)第2号)(卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し)

(1) 経過

平成27年	
6月 9日	A社から、あっせんの申請。(⇒(2))
10日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
26日	あっせん委員(山本委員、荒井特別委員及び若林(亜)特別委員)の指名。
30日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
7月 2日	あっせん委員から、B社に対し、答弁書に関する質問を送付。
9日	A社から、答弁書に対する意見の提出。
9日	B社から、答弁書に関する質問に対する回答の提出。
17日	両当事者からの意見聴取。
27日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
8月 7日	両当事者から、あっせん委員からの質問に対する回答の提出。
14日	あっせん委員から、両当事者に対し、再質問を送付。
21日	両当事者から、あっせん委員からの再質問に対する回答の提出。
25日	A社から、あっせん委員からの再質問に対する追加回答の提出。
9月 7日	B社の回答内容等を踏まえまとめられたB社の提供条件をA社に提示。
10日	A社から、B社の提供条件に対する質問・要望の提出。
18日	対面による当事者間協議の実施。 (以降、両当事者間における書面による協議。)
11月24日	両当事者から、委員会に対し、基本合意が成立した旨の報告。 (⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

A社は、B社の電話サービス等を、自社の業務(クラウド型CTIを用いた再販業務)で用いるほか、再販業務を行っていた。

しかし、B社との契約書における再販の扱いが不明瞭であること等がB社との間で問題となったため、平成26年3月、特約書の形式で契約条件を定めるに至った。

平成26年3月の特約書は、その締結後は原則自社利用目的にのみ限定されるものであったが、①締結前から利用されている回線については、再販目的であっても特約が適用されること、②同一場所への回線の増設については特約の適用対象となることがそれぞれ定められていた。

平成26年3月の特約書では、対象を自社利用等に限定していたこともあり、自社利用等目的(特約書締結前の再販目的で利用されていたものも含む。料金はほぼ据え置き。)と再販目的(卸電気通信役務。料金は割高。)の特約書の2種類を平成26年5月に締結した。

A社は、自社利用等・再販目的ともに、平成26年6月以降も回線の申込を行っているが、B社は、これまでの特約は、適用される対象を特定した個別契約であり、将来締結する契約は、改めて条件の合意が必要であるとしている。そのため、平成26年5月の特約書締結から1年も経過しないうちに一定以上の値上げを要請した例も

あり、回線の開通まで持ち込めた案件はほとんどない。

また、既存顧客が、利用中の回線と同一場所への追加の回線を申し込んだ場合、平成26年5月の特約書によれば、従来の回線に適用される料金が新しく引き込んだ回線にも適用されると考える。

しかしながら、このような場合のB社の認識は、機能が不可分であり個々の回線の呼を区別することができないため、既存回線及び追加回線全てについて、大幅な値上げになる新料金によって計算することになるとのことである。

このようなことから、平成27年3月まで協議を行ったが、協議は平行線に終始し、当事者間の協議では難しいと考えるため、以下の事項のあつせんを求める。

- ①平成26年秋以降に、A社が自社利用目的で申込を行っているものについて、平成26年5月の特約書を適用して、速やかにサービスを提供すること。
- ②平成26年4月以前に、再販目的でB社より役務提供を受け、平成26年5月の特約書が適用されている回線のエンドユーザが、回線の増設を希望する場合は、当該特約書を適用して速やかにサービスを提供すること。
- ③新規の再販の案件を受注できるように、平成26年5月の特約書と同水準での、包括的な卸電気通信役務提供条件を形成すること。

(3) 答弁書における主な主張

過去、A社が営業に用いていた提案書には、A社とB社が卸役務契約を締結していた等の事実と反する又はB社との契約に違反する内容が数多く含まれていた。このため、事実と反する提案書について何度かA社に対し改善を申入れた。その結果、平成26年3月に、

- ①従前からの自社利用・既存の（B社が不知の）再販に係る取引については、当面継続する
- ②新たな再販に係る取引については、1年間の期間を定め改善効果を見極めながら限定的に提供する

ことで合意し、新たに個別契約を締結した。その後、同年5月の契約変更により、自社利用（既存の（B社が不知の）再販を含む）と卸との契約の分割を実施した。

「自社利用」と「既存の（B社が不知の）再販」とを同じ括りとし、同一場所への増設に特約を適用する措置は、B社は不知だったとは言え、既存の再販のエンドユーザは善意の第三者であり、電気通信事業法の役務提供義務に配慮したものである。しかしながら、例えば独占禁止法等に抵触する様な状況では履行すべきではなく、その為、特約書において、そもそも追加回線等を認めるか否かは、B社の承諾が必要としている。製造コストを算定の結果、法令の範囲内であれば同一条件での追加回線等を認め、範囲外であれば、認めないこととなる。

この点、A社の主張は、製造コストの決定要素を全て無視して常に一律の価格での提供を求める「包括的な卸電気通信役務契約の締結」を象徴的なものとして、A社の営業方針に基づき生じるリスクを一方的にB社に転嫁させるものであり、実質的にB社に製造コストを下回る（又は適正な利潤が生じない）価格での提供を求めるものでもあり、B社の経営上の問題のみならず、独占禁止法等の観点からも、到底受け入れることはできない。

なお、A社が主張する「B社による大幅な値上げ幅」は、B社の算定ロジックに基づいて能率的な経営の下における適正な原価（製造コスト）に適正な利潤を加えた正当な価格を算定し、それを提示したものである。

また、新たな再販に係る卸契約は、契約期間が1年間で満了期限の3か月前迄の継続意思の有無の表明を規定しており、B社は、その時点における各種条件を勘案した上で、製造コストに適正な利潤を加えた正当な価格にて契約更新に係る協議を

行ってきたが、最終的には平成26年3月に、物別れに終わっている。

よって、B社としては以降の取引拡大の意思はなく、これ以上、A社に対して、B社の通常範囲を超えた特約を提供する義務はないと考えている。

(4) 主な合意事項

B社とA社は、A社が平成27年6月9日に総務省電気通信紛争処理委員会にあっせん申請した特約内容及び条件について、以下のとおり合意する。

- 1 B社がA社に提供する電話サービス等は、「自社利用」、「既存利用」及び「新規再販」の類型とする。
- 2 B社はA社に対し、1で定める類型に従い、双方が合意した価格条件で役務を提供する。
- 3 契約期間は、契約締結時にA社が別に定める日から1年間とし、契約満了日の3か月前に契約内容の変更又は解約の申し入れがなければ、同一条件で契約が更新されるものとする。
- 4 3にかかわらず、あらかじめ双方が合意した価格へ影響を与える事由が発生した場合には、契約の有効期間中であっても、B社は価格変更の協議を申し入れることができるものとし、A社は当該価格変更が合理的な根拠及び算出方法である場合には、原則として受け入れるものとする。
- 5 上記に加え、B社はA社に対して特約を廃止する条件の追加を求めるものとし、A社はこれに従うものとする。
- 6 B社とA社は、互いに継続的かつ友好的な関係を形成するため、特約内容及び条件について誠実に協議し、合意した事項については確実に履行するよう努力する。

5-4(電) 平成28年4月25日申請(平成28(争)第1号)(卸電気通信役務の提供に係る契約の締結等)

(1) 経過

平成28年	
4月25日	A社から、あっせんの申請。(⇒(2))
26日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
5月23日	あっせん委員(小野委員、大橋特別委員及び近藤特別委員)の指名。
24日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
6月10日	両当事者から意見の聴取(第1回目)。
9月15日	両当事者から意見の聴取(第2回目)。 あっせん委員から、あっせん案(新たな卸契約の締結)の提示。(⇒(4))
16日	A社が、あっせん案(9月15日提示)の受諾。
23日	B社が、あっせん案(9月15日提示)の受諾。
11月18日	あっせん委員から、A社に対し、あっせん委員の見解等を書面により伝達。
12月28日	A社から、委員会に対し、残る事項(現行契約手数料の差額の補填)についても合意が成立した旨の報告。(⇒(5)) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

A社はB社と業務委託や販売促進に係る契約を締結し、B社が提供するサービスの販売協力を行ってきた。A社は契約等に基づく「委託料」のほか、タリフにより定める「業務委託手数料」を得ており、その実質的な手数料率はサービスを利用するエンドユーザー毎に定められていた。

平成27年1月、B社が提供するサービスの値上げを実施した際に、B社からA社に対し、業務委託手数料の手数料率を全て同率に減額するとの通告があり、A社が協議を求めたにもかかわらず、手数料切り下げの契約条件の変更についての交渉は一切なかった。

その後、契約条件の変更についての交渉が行えない状況が続く中で、B社から、従来の「委託方式」とは別に「再販方式」への契約変更の説明があった。卸・再販売契約の詳細は不明であったが、A社としては「委託方式」よりは「再販方式」の方が効率的と判断し、平成28年1月にB社にその旨を通知した。しかし、提案期日であった平成28年3月1日を過ぎても契約条件の詳細等が示されず、実質的な協議が進展しない状況となり、以下の事項を柱としてあっせんに申請する。

1. 新たな卸契約の締結
2. 現行契約手数料の差額の補填

(3) B社からの答弁書における主な主張

B社はA社と契約見直しの交渉をしており、平成27年3月にA社とは「回収代行契約」として契約を整理すると合意があった。

B社からA社への提案の中で、契約内容相応の手数料率及び当面の手数料率について通知しているが、単なる手数料率の引下げではなく、A社の手数料額が減収となる変更ではない。

平成27年11月、A社から卸・再販売契約の提案について要請があったため、当該契約書（案）を送付している。このように、B社としては交渉は継続しており、一方的な通告や不対応で協議不調が継続していたというものではない。よって、卸・再販売契約は遠からず締結されていたと考えるが、本あっせんにより一層の早期締結に至るものと期待する。

(4) 第2回意見聴取及び提示したあっせん案の概要

A社のあっせんを求める事項である「新たな卸契約の締結」「現行契約手数料の差額の補填」を分けて解決することとし、「新たな卸契約の締結」の解決のために以下のあっせん案を提示した。なお、あっせん案を提示する際、あっせん案のうち顧客等に対する損害賠償責任に関する契約書の条項について言及する部分は、両当事者が現時点で受入れ可能と思われる内容としているものの、必ずしも通例の記載にはなっていないとも考えられるため、B社において別途検討をすることが望ましいということについても言及した。

また、「現行契約手数料の差額の補填」については、和解金の支払いという形での解決を目指す方向とする旨、両当事者に確認した。

(あっせん案)

- 1 B社は、あっせん手続中の当事者間協議において合意した価格にて、A社に対し、卸電気通信役務の提供を行う。
- 2 (卸提供価格の変更を行う場合の通知期限等に関する内容。)
- 3 (高額利用案件が発生した場合の取扱いについて、個別協議の対象とする条件及び高額利用案件解決までの期限等に関する内容。)
- 4 A社及びB社は、上記2及び3の内容に即した覚書を締結する。
- 5 (卸・再販売契約書（案）の顧客等に対する損害賠償責任条項に関する内容。)

(5) 主な合意事項

A社とB社は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、和解金をB社がA社に支払うことに合意した。

5-5(電) 平成28年12月2日申請(平成28年(争)第2号)(卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し)

(1) 経過

平成28年	
12月2日	A社から、あっせんの申請(平成28年(争)第2号)。(⇒(2))
2日	委員会から、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社(以下「Nコム」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
14日	Nコムからあっせんに応じる考えはない旨の回答。(⇒(3))
15日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

(2) 申請における主な主張

A社は、国内外の通信事業者から再販目的で電話サービスを仕入れ、プリペイドカードの形をとって国際電話サービスの提供を開始した。その後、Nコム等の電話サービスをコールセンター事業者など着信課金サービス等の需要家に再販する国内向けの事業も開始した。当該国内向け電話サービスの再販事業に当たって、A社は、Nコムとの間で特約書を締結していたところ、ISDN回線の再販に係る特約書については、A社に不利な内容となっていたため平成27年6月9日付けであっせん申請(平成27年(争)第2号)を行った結果、双方の話し合い等を通じ、同年11月に基本合意に至ったところである。その後詳細を決め、当事者間においてISDN回線に関する特約書を平成28年1月に締結した(今回あっせんを求める足回り回線がIP回線になっているサービスは含まれていなかった。)

一方、足回り回線がIP回線となっているサービス(以下「IP電話サービス」という。)に関しては、平成27年3月にNコムと特約を締結(以下「IP特約書」という。)した。その後、Nコムからは、IP電話サービスは、これまでA社で利用してきたISDN回線の後継となるサービスであるとの説明があり、A社としては、順次ISDN回線をIP電話サービスに切り替えていくことが必要であるという認識をもった。回線の切換えには、時間と手間を要するので、折を見てA社からエンドユーザーにこのIP電話サービスを説明し、早期の切り替えを要請してきた。

そうした中で、平成28年9月頃、ISDN回線を利用する既存のエンドユーザー回線をIP電話サービスに切換えるための審査を申し込んだところ、IP電話サービスでは約款料金での提供しかできないという回答があった。IP電話サービスを申し込む場合は、事実上再販できない料金で提供するというのは再販事業者が果たしてきた役割を軽視している。

また、あるエンドユーザーのIP電話サービスに係る回線の追加を契機として、他のIP電話サービスのエンドユーザーの利用分も合わせて大幅な値上げを通知された。

本来、既存のエンドユーザーに適用される料金の値上げは、IP特約書によるべきものであるが、本件の値上げはこの条件に合致しない。

A社からNコムに対して積極的に協議を申し入れてきたが、料金見直しの具体的な料金見直しの提案はなく、むしろNコムからは、IP特約書に基づいて現在行っている秒課金という課金体系を見直すことの可能性やあっせん申請を行うことは当事者間の信頼関係に影響を与え、それが特約の解除事由になるといった通知があった。最終的に、NコムからIP特約書に基づき特約の解除の申入れがあったため、以下の内容(概要)にてあっせん申請をするに至った。

- ① I P 特約書が適用される通話料金を変更するときは、特約書中どの条項に該当するのか等を明示して協議を行うこと。また、原則契約の更改を行うこと。契約の更改に当たっては、料金単価を1秒ごとにすること等。
- ② I P 電話サービスの利用を希望する新規エンドユーザーの回線を追加するときは、その卸料金算定にあたっては、これまでに合意してきた I P 特約書の料金水準を基準にした料金で設定すること。
- ③ I S D N 回線利用者の回線を I P 電話サービスに切替える際は、I S D N 回線の特約書の卸料金と同水準で卸料金を設定すること。

(3) あっせん不実行

Nコムに対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、Nコムより「あっせんを受諾しない」旨の回答が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

【あっせんを受諾しない理由】

- 1 あっせん申請の主たる目的が、Nコムが特約条項に基づき正当に契約終了を申出たものに対し、A社が本制度を利用し、契約の継続を狙った行為であると考えられること。
- 2 あっせん申請のうちあっせんを求める事項の内容が、法令や契約に基づくNコムの正当な権利を、不当に侵害するものであると考えられること。
- 3 あっせん申請のうちあっせんの経緯の内容が、事実と反したものが散見されること。
- 4 これまでにA社との間に生じた数々の事案や状況等を踏まえると、NコムとA社との間で、ビジネスパートナーとしての信頼関係は構築し得ないと考えていること。

5-6(電) 令和4年7月8日申請(令和4年(争)第1号~第3号)(卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直し)

(1) 経過

令和4年	
7月 8日	A社等より、あっせんの申請。(⇒(2))
11日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
26日	あっせん委員(小塚委員、眞田特別委員、白山特別委員)の指名。
8月10日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
18日	A社等から、B社からの答弁書(8月10日付け)に対する意見書の提出。
9月20日	両当事者からの意見聴取。(第1回目)
30日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
10月 6日	両当事者から、あっせん委員からの質問(9月30日付け)に対する回答。
7日	あっせん委員による審議。
18日	両当事者からの意見聴取。(第2回目)
21日	あっせん委員から、両当事者に対し、質問を送付。
24日	両当事者から、あっせん委員からの質問(10月21日付け)の一部に対する回答。
26日	両当事者から、あっせん委員からの質問(10月21日付け)の残りの部分に対する回答。
11月 4日	あっせん委員による審議。
10日	あっせん委員による審議。
11日	両当事者からの意見聴取(第3回目) あっせん委員から、あっせん案の提示。(→(4))
17日	A社等があっせん案を受諾。 B社があっせん案を拒否。(→(5)) あっせん委員による審議(あっせん打切りを決定)。
18日	委員会から、両当事者に対して、あっせん打切りを通知。
令和5年	
2月 1日	あっせん案をふまえ、両当事者間で合意が成立。(→(6))

(2) 申請等における主な主張

A社等は、B社から4G通信サービス(以下「4Gサービス」という。)に係る卸電気通信役務(以下「卸役務」という。)の提供を受け、これを再販する事業を行っている。しかし、B社の5G通信サービス(以下「5Gサービス」という。)の提供開始を契機に、B社からA社等への5Gサービスの卸料金については4Gサービスの卸料金に比較して大幅値上げを通告された。当該卸料金の値上げは到底納得できるものではなく、ユーザ保護の観点から暫定合意の上でサービスを開始し、継続して卸料金に関する協議を重ねてきたが、平行線のまま協議不調との判断に至ったところ、4Gサービスの卸料金と同一金額となるよう、卸料金の大幅値上げに対する詳細の情報の開示を含めあっせんに申請する。

(3) 答弁書等における主な主張

5Gサービスは4Gサービスとはネットワーク構造が異なり、原価が上昇してい

る。

5Gサービスでは、全MVNOに対して同額の卸料金を提示する一方で、販売数等を踏まえた販売支援策を提案し、A社等とも合意している。加えて、当該合意時に、販売支援策について市況を見ながら積極的に支援提案を行うことを表明し、四半期に1度のみならず数多くの提案を行い、A社等の意向も反映させた内容で都度合意している。

特定のMVNOに対してのみ低い水準の料金を適用することは、当該卸料金の差分について、他MVNOやB社が多く負担することになり、MVNO間の公平性に欠けることになり適当でない。

5Gサービスの卸料金を前提とした卸規約及び販売支援策にすでに合意しているにも関わらず、合意後の段階で5Gサービスの卸料金を4Gサービスの卸料金と同額にすべきとの主張には合理性がなく、受け入れがたい内容である。

(4) あっせん案の概要

- ・ 5Gサービスの卸料金の値上げについては、期間限定で「激変緩和措置」を講ずることに一定の合理性が認められることから、A社等の実質卸料金は、B社からの販売支援金額の水準は原則維持しつつ販売支援金等の支給期間の延長等を考慮した料金とする。
- ・ あっせん案の契約条件は、新規合意契約締結後に獲得される契約に適用する。ただし、逸失利益を考慮した支援金等を用意する。
- ・ あっせん案に基づく新規契約は、所定の期間経過後に、あっせん案の遵守を前提に協議することとする。

(5) あっせん案の受諾拒否の主な理由

B社としては、次の理由により本あっせん案を受諾できない。

(理由)

あっせん案は、「激変緩和措置」という理由のみで各ユーザの契約期間が継続する間に支払う支援金の支給期間を延長すべき根拠が明確ではなく、また、多額の支援金をB社負担で長期にわたって維持する理由が見当たらない。いずれにせよ、MVNO間の公正競争に与える影響が余りにも大きく合理性があるとは言い難いものであることから受け入れがたい。

(6) 当事者間の合意成立

あっせん打ち切り後、あっせん案をふまえて両当事者間で協議を重ねた結果、合意に至った。

6 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

6-1 (電) 平成17年4月14日申請(平成17年(争)第1号)(役務提供に関する契約の取次ぎ)

(1) 経過

平成17年	
4月14日	イー・アクセス株式会社(以下「イー・アクセス」という。)から、あっせんの申請。(⇒(2))
15日	委員会から、西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
18日	あっせん委員(富沢委員、長谷部特別委員及び藤原特別委員)の指名。
5月9日	NTT西日本から、答弁書の提出。(⇒(3))
13日	両当事者から意見の聴取。 両当事者間で解決のための合意が成立。(⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請における主な主張

平成16年7月、イー・アクセスは、AOLジャパン株式会社のプロバイダ事業の営業譲渡を受けた後、NTT西日本からフレッツサービスの注文取次業務契約の解除を通告されたが、平成17年3月末までの間は、受付業務の覚書を締結して受付業務を継続してきた。

しかし、平成17年3月末で受付業務は解除となり、このため、インターネットのアクセス回線としてフレッツサービスを希望するAOLユーザーは別々に申込みを行わなければならない、利便性が損なわれている。

このため、NTT西日本とのフレッツサービスの受付業務の再開についてあっせんを希望する。

(3) 答弁書における主な主張

ア 代理店契約は、事業者間の自由な意志に基づく任意の契約であり、解消できる自由は当然有している。代理店契約を締結しないことが、NTT西日本の支配的地位を前提として接続の可否といったISP事業の継続を危うくするものではなく、利用者にとっても特段のデメリットを生じさせるものではない。

イ フレッツサービスの受付については、ISP事業者経由だけでなく、116やウェブ等で簡単に申し込める仕組みが整っている。

ウ 契約を締結することで競合するイー・アクセスに対して、NTT西日本の営業戦略や営業手法等の経営に直結する重要な情報の流出が懸念される。

(4) 合意の内容

ア NTT西日本とイー・アクセスは、本年3月31日まで締結していた「受付業務に関する覚書」に以下の点を追記した覚書を平成17年度においても締結する。

(ア) 代行申込に関する手数料は設定しない。

(イ) NTT西日本とイー・アクセスは、覚書に基づく代行申込の遂行上知り得た相手方の営業上の情報、技術上の情報、顧客情報及びその他一切の情報(NTT

西日本又はイー・アクセスが知る前に公知の情報である情報を除く。)をイー・アクセスのアクセスラインの販売勧奨等、代行申込業務の遂行以外の目的で、自ら使用し、若しくは第三者に開示又は漏洩しない。

(ウ) 前項の目的のため、イー・アクセスは、代行申込を実施するに当たって、ISP事業であるAOLサービスとアクセス事業について、物理的、組織的に遮断を行う。

(エ) 覚書の更新に当たっては、当該期間におけるイー・アクセスによる代行申込実績、ファイアウォールの実施状況及びF T T Hへの参入状況を踏まえ、NTT西日本及びイー・アクセス双方で誠実に協議を行う。

イ 取次いだ利用者の開通情報については、NTT西日本が開示を行う。

6-2(電) 平成30年10月9日申請(平成30年(争)第1号)(取次代理店契約等に関する手数料)

(1) 経過

平成30年	
10月9日	A社から、あっせんの申請(平成30年(争)第1号)。(⇒(2))
11日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
19日	B社から、あっせんに応じる考えはない旨の回答。(⇒(3))
11月6日	委員会から、両当事者に対し、あっせんをしない旨の通知。

(2) 申請における主な主張

A社はB社と業務委託や販売促進に係る取次代理店契約を締結し、B社が提供するC種通信サービスの注文取次業務(販売支援、請求代行業務を含む)を行っている。

B社が平成28年に開始した新たなD種通信サービスについても、A社とB社との間で取次代理店業務(注文取次業務、販売支援及び請求代行業務を含む)に係る契約書や一部の利用者についての請求代行業務に係る覚書について協議が行われてきた。

こうした状況のもと、A社はB社との間で当該サービスに関する手数料率等について協議を重ねているところ、進展が見込めないため、以下についてあっせんを申請した。

- ① B社が提供するD種通信サービスの取次代理店業務について、手数料算定の対象は月額使用料だけではなく保険料や通話料等を含む請求金額全体とする内容で、取次代理店契約を締結する。
- ② 既にD種通信サービスの使用を開始している一部利用者に対する利用料金の請求代行業務について、上記と同様に手数料算定の対象は月額使用料だけではなく請求金額全体とする内容で覚書を締結し、現在B社がA社に提示している手数料額との間で手数料額に差分が生じる場合は、当該一部利用者に対する請求開始時期まで遡及し差額分を調整及び精算する。また、当該覚書についての対象を当該利用者限定するように明確化する。

(3) あっせん不実行

B社に対し、あっせんの申請があった旨通知したところ、B社より「あっせんには応じることはできないがA社と引き続き誠意をもって協議をしたい」旨の回答が委員会にあったため、あっせんをしないこととなった。

【あっせんを受諾しない理由】

取次代理店契約及び一部の利用者についての請求代行業務に係る覚書については、従前どおり誠意をもって協議を重ね、合意に至れば契約を締結する予定である。

なお、取次代理店契約に定める手数料率についても条件が合意に至れば契約を締結する予定であるが、手数料の対象部分を月額使用料のみならず請求金額全体とすることについては、譲歩の余地はない。

また、一部利用者に対する料金請求代行業務の手数料額に係る遡及についても、譲歩の余地はない。

【放送法関係】

1 地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

1-1 (放) 平成23年7月15日申請（平成23年（争）第5号）（地上基幹放送の再放送に関する同意）

(1) 経過

平成23年	
7月15日	松阪市ケーブルシステム（以下「松阪市」という。）から、あっせんの申請（平成23年（争）第5号）。(⇒(2))
21日	委員会から、テレビ愛知株式会社（以下「テレビ愛知」という。）に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月11日	あっせん委員（坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員）の指名。
9月9日	テレビ愛知から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	松阪市から、テレビ愛知からの答弁書（9月9日付け）に対する意見書の提出。
10月6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	松阪市から、意見書の提出。
17日	テレビ愛知から、松阪市からの意見書（9月28日付け）に対する意見書の提出。
12月14日	松阪市から、テレビ愛知からの意見書（11月17日付け）に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
22日	松阪市があっせん案を受諾。
23日	テレビ愛知があっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請の概要

松阪市は、これまで、テレビ愛知の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送（期限を定めないもの）の実施を希望して、テレビ愛知との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、テレビ愛知からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送（期限を定めたもの）の実施について協議を行ってきたが、テレビ愛知が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、松阪市飯南町及び飯高町におけるテレビ愛知のデジタル放送の再放送について、激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうことについて、あっせんに申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は困難である。

(4) あっせん案の概要

ア テレビ愛知は、松阪市が、三重県松阪市飯南町及び飯高町において、テレビ愛知のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日（以下「激変緩和措置期限」という。）まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。

イ 松阪市は、激変緩和措置期限には、上記アにより行われる再放送を終了する。

ウ 松阪市は、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、テレビ愛知に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

1-2(放) 平成23年7月15日申請(平成23年(争)第6号)(地上基幹放送の再放送に関する同意)

(1) 経過

平成23年	
7月15日	A社から、あっせんの申請(平成23年(争)第6号)。(⇒(2))
21日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月11日	あっせん委員(坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員)の指名。
9月9日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	A社から、B社からの答弁書(9月9日付け)に対する意見書の提出。
10月6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	A社から、意見書の提出。
17日	B社から、A社からの意見書(9月28日付け)に対する意見書の提出。
12月14日	A社から、B社からの意見書(11月17日付け)に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	A社があっせん案を受諾。
23日	B社があっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請の概要

A社は、これまで、B社の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送(期限を定めないもの)の実施を希望して、B社との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、B社からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送(期限を定めたもの)の実施についても協議を行ってきたが、B社が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、B社のデジタル放送の再放送について、①A社の業務地域の一部(以下「甲地域」という。)における激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうこと及び②A社の業務地域の一部(以下「乙地域」という。)における再放送(期限を定めないもの)の実施に同意してもらうことについて、あっせんに申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は困難である。

(4) あっせん案の概要

- ア B社は、A社が、甲地域において、B社のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日（以下「激変緩和措置期限」という。）まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- イ B社は、A社が、乙地域において、B社のデジタル放送の再放送を実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。
- ウ A社は、激変緩和措置期限には、上記アにより行われる再放送を終了する。
- エ A社は、上記アの地域について、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、B社に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

1-3(放) 平成23年7月15日申請(平成23年(争)第7号)(地上基幹放送の再放送に関する同意)

(1) 経過

平成23年	
7月15日	A社から、あっせんの申請(平成23年(争)第7号)。(⇒(2))
21日	委員会から、B社に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月11日	あっせん委員(坂庭委員長、各務委員及び寺澤特別委員)の指名。
9月9日	B社から、答弁書の提出。(⇒(3))
28日	A社から、B社からの答弁書(9月9日付け)に対する意見書の提出。
10月6日	両当事者から意見の聴取。
11月11日	A社から、意見書の提出。
17日	B社から、A社からの意見書(9月28日付け)に対する意見書の提出。
12月8日	A社から、B社からの意見書(11月17日付け)に対する意見書の提出。
平成24年	
2月10日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
16日	A社があっせん案を受諾。
23日	B社があっせん案を受諾。 あっせん終了。

(2) 申請の概要

A社は、これまで、B社の地上アナログ放送の再放送を実施しており、平成23年7月24日の地上アナログ放送終了を前に、地上デジタル放送の再放送(期限を定めないもの)の実施を希望して、B社との間で協議を重ねてきたが、協議が調わなかった。

平成23年5月からは、B社からの提案もあり、激変緩和措置としての再放送(期限を定めたもの)の実施について協議を行ってきたが、B社が、地元放送事業者の了解が得られないことを理由に、再放送の実施に同意してくれないため、協議が調わなかった。

そのため、B社のデジタル放送の再放送について、A社の業務地域の一部(以下「甲地域」という。)における激変緩和措置としての再放送の実施を、平成27年3月末まで同意してもらうことについて、あっせんに申請。

(3) 答弁書の概要

地元放送事業者の了承が得られていない状態で再放送に同意することは、地元放送事業者との協調性を損なうおそれがあることから、再放送の同意は困難である。

(4) あっせん案の概要

ア B社は、A社が、甲地域において、B社のデジタル放送の再放送を、激変緩和措置として、平成26年9月末日(以下「激変緩和措置期限」という。)まで実施することについて、地元放送事業者の了承を条件とすることなく同意する。

イ A社は、激変緩和措置期限には、上記アにより行われる再放送を終了する。

ウ A社は、激変緩和措置期限後も継続して再放送の実施を要望する場合は、B社に改めて協議の申入れを行う。その場合において、両者は、激変緩和措置期限までの間、誠実に協議する。

1-4 (放) 平成24年9月3日申請 (平成24年(争)第1号) (地上基幹放送の再放送に関する同意)

(1) 経過

平成24年	
9月3日	A組合から、あっせんの申請(平成24年(争)第1号)。(⇒(2))
10月16日	委員会から、B放送局に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
10月31日	あっせん委員(淵上委員長代理、加藤特別委員、小塚特別委員及び若林(亜)特別委員)の指名。
12月4日	B放送局から、答弁書の提出。(⇒(3))
12月26日	両当事者から意見の聴取。
平成25年	
1月21日	B放送局から、あっせん委員からの質問(1月11日付け)に対する回答の提出。
2月20日	A組合から、B放送局からの答弁書(12月4日付け)に対する回答(一部)及びあっせん委員からの質問(1月11日付け)に対する回答の提出。
5月9日	A組合から、B放送局からの答弁書(12月4日付け)に対する回答(一部)の提出。
10月28日	B放送局から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。(⇒(4))
31日	A組合から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。(⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請の概要

A組合は、B放送局の地上アナログ放送の同時再放送を実施しており、平成23年7月24日のアナログ放送終了後も、地上デジタル放送の同時再放送の実施を希望してB放送局との間で協議したが、協議が調わなかった。

そのため、A組合の業務区域におけるB放送局のデジタル放送の同時再放送について、恒久的な同意を求めて、あっせんに申請。

(3) 答弁書の概要

B放送局は、A組合の希望に対し、以下の点を理由に、同時再放送の同意はできないと回答した。ただし、A組合との間で実質1回だけしか協議しておらず、B放送局としては、あっせん手続と並行して当事者間での協議を継続したいと考えている。

- ・ A組合の業務区域である甲地域にはB放送局の系列局はないものの、B放送局の主な番組は甲地域内の民放局が購入して放送されており、甲地域内で視聴可能である。したがって、甲地域のケーブルテレビ・共同受信施設において、B放送局の番組を同時再放送する必要性は認められない。

(4) 合意の内容

A組合とB放送局は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、当事者間で解決することに合意した。

1-5(放) 平成24年9月4日申請(平成24年(争)第2号)(地上基幹放送の再放送に関する同意)

(1) 経過

平成24年	
9月4日	A組合から、あっせんの申請(平成24年(争)第2号)。(⇒(2))
10月16日	委員会から、B放送局に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
31日	あっせん委員(渊上委員長代理、加藤特別委員、小塚特別委員及び若林(亜)特別委員)の指名。
12月4日	B放送局から、答弁書の提出。(⇒(3))
26日	両当事者から意見の聴取。
平成25年	
1月21日	B放送局から、あっせん委員からの質問(1月11日付け)に対する回答の提出。
2月20日	A組合から、B放送局からの答弁書(12月4日付け)に対する回答(一部)及びあっせん委員からの質問(1月11日付け)に対する回答の提出。
5月9日	A組合から、B放送局からの答弁書(12月4日付け)に対する回答(一部)の提出。
10月28日	B放送局から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。(⇒(4))
31日	A組合から、委員会に対し、合意が成立した旨の報告。(⇒(4)) あっせん終了。

(2) 申請の概要

A組合は、B放送局の地上アナログ放送の同時再放送を実施しており、平成23年7月24日のアナログ放送終了後も、地上デジタル放送の同時再放送の実施を希望してB放送局との間で協議したが、協議が調わなかった。

そのため、A組合の業務区域におけるB放送局のデジタル放送の同時再放送について、恒久的な同意を求めて、あっせんに申請。

(3) 答弁書の概要

B放送局は、A組合の希望に対し、以下の点を理由に、同時再放送の同意はできないと回答した。ただし、A組合との間で実質1回だけしか協議しておらず、B放送局としては、あっせん手続と並行して当事者間での協議を継続したいと考えている。

- ・ A組合の業務区域である甲地域にはB放送局の系列局はないものの、B放送局の主な番組は甲地域内の民放局が購入して放送されており、甲地域内で視聴可能である。したがって、甲地域のケーブルテレビ・共同受信施設において、B放送局の番組を同時再放送する必要性は認められない。

(4) 合意の内容

A組合とB放送局は、あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、当事者間で解決することに合意した。

1-6(放) 平成26年7月23日申請(平成26年(争)第1号)(地上基幹放送の再放送の同意)

(1) 経過

平成26年	
7月23日	大分ケーブルテレコム株式会社(以下「OCT」という。)から、あっせんの申請(平成26年(争)第1号)。(⇒(2))
28日	委員会から、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員(平沢委員、小塚特別委員、若林(和)特別委員)の指名。
22日	KBCから答弁書の提出。(⇒(3))
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、OCTに対し、質問を送付。
22日	OCTから、あっせん委員からの質問(9月16日付け)に対する回答。
24日	あっせん委員から、KBCに対し、質問を送付。
30日	KBCから、あっせん委員からの質問(9月24日付け)に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	KBCがあっせん案を受諾。
21日	OCTがあっせん案を受諾。

(2) 申請における主な主張

OCTは、平成20年にKBCと協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、KBCのデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

OCTは、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

(3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある(平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。)

(4) あっせん案

- 1 KBCは、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、OCTが大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。

- 2 OCTは、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 OCTは、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 KBCは、OCTから視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、KBCは、上記1による再放送の同意を取消することができる。
ただし、再放送の同意を取消す場合、KBCは、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

1-7(放) 平成26年7月23日申請(平成26年(争)第2号)(地上基幹放送の再放送の同意)

(1) 経過

平成26年	
7月23日	大分ケーブルネットワーク株式会社(以下「OCN」という。)から、あっせんの申請(平成26年(争)第2号)。(⇒(2))
28日	委員会から、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員(平沢委員、小塚特別委員、若林(和)特別委員)の指名。
22日	KBCから答弁書の提出。(⇒(3))
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、OCNに対し、質問を送付。
22日	OCNから、あっせん委員からの質問(9月16日付け)に対する回答。
24日	あっせん委員から、KBCに対し、質問を送付。
30日	KBCから、あっせん委員からの質問(9月24日付け)に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	KBCがあっせん案を受諾。
21日	OCNがあっせん案を受諾。

(2) 申請における主な主張

OCNは、平成20年にKBCと協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、KBCのデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

OCNは、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

(3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある(平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。)

(4) あっせん案

- 1 KBCは、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、OCNが大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。

- 2 OCNは、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 OCNは、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 KBCは、OCNから視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、KBCは、上記1による再放送の同意を取消することができる。
ただし、再放送の同意を取消す場合、KBCは、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

1-8(放) 平成26年7月23日申請(平成26年(争)第3号)(地上基幹放送の再放送の同意)

(1) 経過

平成26年	
7月23日	株式会社ケーブルテレビ佐伯(以下「CTS」という。)から、あっせんの申請(平成26年(争)第3号)。(⇒(2))
28日	委員会から、九州朝日放送株式会社(以下「KBC」という。)に対し、あっせんの申請があった旨の通知。
8月7日	あっせん委員(平沢委員、小塚特別委員、若林(和)特別委員)の指名。
22日	KBCから答弁書の提出。(⇒(3))
9月8日	両当事者から意見の聴取。
16日	あっせん委員から、CTSに対し、質問を送付。
22日	CTSから、あっせん委員からの質問(9月16日付け)に対する回答。
24日	あっせん委員から、KBCに対し、質問を送付。
30日	KBCから、あっせん委員からの質問(9月24日付け)に対する回答。
10月15日	両当事者から意見の聴取。 あっせん委員から、あっせん案の提示。(⇒(4))
17日	KBCがあっせん案を受諾。
21日	CTSがあっせん案を受諾。

(2) 申請における主な主張

CTSは、平成20年にKBCと協議確認事項に同意し、平成26年7月24日を有効期間として、KBCのデジタルテレビ放送の区域外再放送を行ってきた。

CTSは、協議確認事項の同意経緯、裁定後の状況の変化及び視聴者保護等に鑑み、再放送の同意を求めざるを得ない状況にあるため、平成26年7月25日以降の再放送を希望する。なお、過去の視聴実績及び視聴者保護の立場を十分に考慮戴いた再放送に係る新たな提案がなされる場合には、一定期間後の終了も視野に入れた協議に真摯に応じたい。

(3) 答弁書における主な主張

協議確認事項を交わした後の状況の変化は、同意の申し込みを受容すべきほどのものではないと考える。ただし、視聴者保護の観点から一定期間の再放送には応じる用意がある(平成26年7月25日から起算して6ヶ月後に再放送の終了を希望。周知作業として1ヶ月程度の延長は認める。)

(4) あっせん案

- 1 KBCは、視聴者保護に配慮した十分な周知等の期間を確保する観点から、CTSが大分県内の業務区域においてKBCの地上デジタル放送の区域外再放送を平成26年7月25日から平成28年3月31日まで実施することについて同意する。

- 2 CTSは、平成28年3月31日の期限には、上記1により行われる再放送を終了し、以降の同意を求めない。
- 3 CTSは、自社のホームページ等を用いて、本件あっせん成立後6ヶ月以内に、視聴者に対してKBCの再放送を終了する旨の周知を開始するとともに、本件あっせん成立9ヶ月後に、視聴者への周知等の進捗状況を電気通信紛争処理委員会に報告する。
- 4 KBCは、CTSから視聴者に対する周知等への協力を求められた場合及び視聴者から再放送の終了に関する問い合わせを直接受けた場合は、それぞれ誠実に対応する。
- 5 上記3による再放送の終了に向けた周知等が誠実に履行されていないことが明らかであると認められる場合には、KBCは、上記1による再放送の同意を取消することができる。
ただし、再放送の同意を取消す場合、KBCは、事前に電気通信紛争処理委員会に報告するものとする。

第2節 仲裁

【電気通信事業法関係】

1 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

1-1 (電) 平成16年4月2日申請（平成16年（争）第1号・第2号）（接続に関する費用負担）

(1) 経過

平成16年	
4月 2日	東日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）から、仲裁の申請（平成16年（争）第1号（以下「第1号」という。）及び同第2号（以下「第2号」という。）。（⇒（2））
5日	委員会から、平成電電株式会社（以下「平成電電」という。）に対し、仲裁の申請があった旨の通知（第1号及び第2号）。
27日	平成電電から、仲裁の申請を行わない旨の報告（第1号及び第2号）。（⇒（3）） 委員会から、NTT東日本及びNTT西日本に対し、仲裁の手続に入らない旨の通知（第1号及び第2号）。

(その後の経過)

平成16年

12月17日 NTT東日本及びNTT西日本から、あっせんの申請。

(2) 申請において仲裁判断を求める事項（第1号及び第2号）

NTT東日本（NTT西日本）の接続約款等に基づき同社が提示した接続条件による、平成電電の電話網とNTT東日本（NTT西日本）の法人向けIP電話網との接続を可能とするよう仲裁判断を求める。

(3) 申請を行わない旨の報告（第1号及び第2号）

平成16年4月5日付けで通知のあった、NTT東日本（NTT西日本）を申請人とする仲裁の申請があった件について、平成電電は仲裁申請を行わないので、その旨通知する。

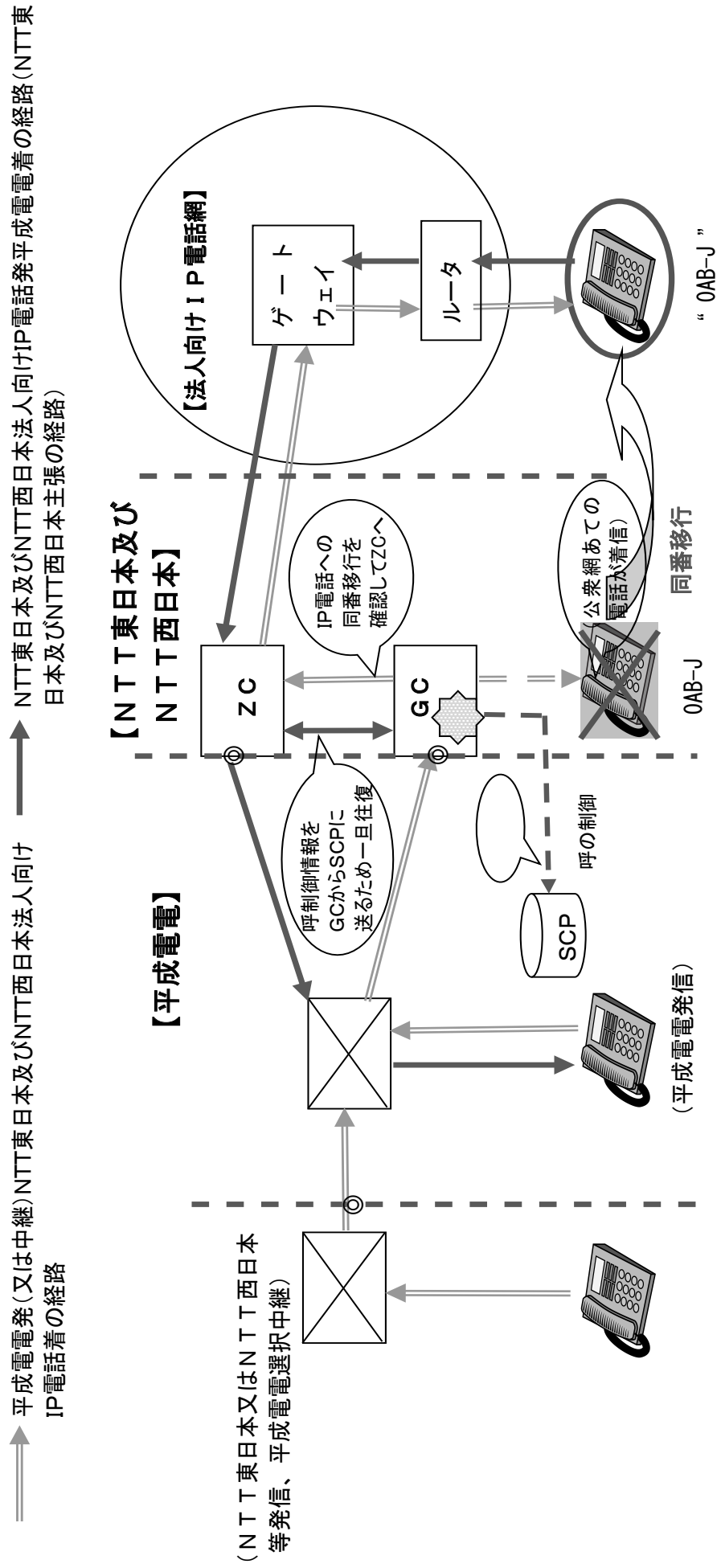
(4) あっせんの申請

仲裁手続終了後、NTT東日本及びNTT西日本と平成電電の間で、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続に係る協議がされたが、協議の進展が見込まれないことから、NTT東日本及びNTT西日本は、平成16年12月17日に、NTT東日本及びNTT西日本のIP電話網と平成電電の電話網との接続を可能とするようあっせんを求める申請を行った。

【参考】

(電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料)

NTT東日本及びNTT西日本の法人向けIP電話網と平成電電との接続経路



2 接続のための工事・網改造等に関する紛争

(1) 接続に必要な工事

2-1 (電) 平成15年2月14日申請 (平成15年(争)第1号) (接続に必要な工事)

(1) 経過

(申請前の経緯)

平成14年4月9日に、あっせん打切り (平成14年(争)第2号)。

平成15年	
2月14日	ソフトバンクBB株式会社 (以下「ソフトバンクBB」という。) から、仲裁の申請。(⇒(2)) 委員会から、西日本電信電話株式会社 (以下「NTT西日本」という。) に対し、仲裁の申請があった旨の通知。
21日	NTT西日本から、仲裁の申請を行わない旨の報告。(⇒(3)) 委員会から、ソフトバンクBBに対し、仲裁の手続に入らない旨の通知。

(その後の経過)

平成15年

5月16日 ソフトバンクBBから、協議再開命令の申立て。

(2) 申請において仲裁判断を求める事項

NTT西日本の端末回線との接続に係る工事の方法

(3) 申請を行わない旨の報告

電気通信事業紛争処理委員会から通知があった、ソフトバンクBBを申請人とする仲裁の申請については、NTT西日本は仲裁申請を行わないので、その旨報告する。